タ 廃ガス洗浄施設 アメチルエチルケトン メチルエチルタアクリン	ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設	蒸解施設 株木機 は、次に掲げるもの	イ 原料処理施設十二 動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるものホ 水洗式脱臭施設 真空濃縮施設 ア 真空濃縮施設
ワープロピレンオキサイド又はプロピー 理施設及びメチルアルコール蒸留塩 ノルマルパラフィン製造施設のち、ガス冷却洗浄施設 ち、ガス冷却洗浄施設	メタン誘導品製造業の用に供する施設である過施設の分離機の分離機	三 パルプ、紙接着機洗浄施	、 三洗原次動蒸 海料に物留
設 シクロへキサ ニ―エチルへ	用 原に発 <i>タ</i> 料供酵ー	湿式パーカー (追加=昭五六に掲げるもの (追加=昭五六一の四 パーティクルボード製造業の用に供一の四 パーティクルボード製造業の用に供	ホ 湯煮施設 - スの通知の 一 洗浄施設 (洗びん施設を含む。) ロ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。)
ち、蒸留施設及び濃縮施 チーエチレンオキサイドマー ボール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	静置分離器 ベンゼン類硫酸洗浄施設 ・	·一の三 合板製造業の用に供する接着機洗â·カー   「追加=昭五-・一の二 一般製材業又は木材チップ製造業・原料匠単原書	原料処理施設  原料処理施設  原料処理施設
ト イソプコピレア なはトリレンジア	二十九 コーレターレ製品製造業の用こ共する奄投であって、欠こ場へ クロロプレンモノマー洗浄施設ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設	ハ 原料回収施设 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 イ 湿式紡糸施設 二十一 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	
ホ アセトアルデヒド、アニ アクリロニトリル製造ハ ろ過施設	施設 かい かいかい かいかい かいかい かいがい かいがい かいがい かいがい	ロ 洗化炭施設 イ 洗毛施設 二十 洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	ハ ろ過施設 (流送施設を含む。) ア 洗浄施設 (流送施設を含む。)
ロー分離施	· 湿式アセチレンガス発生施設って、次に掲げるものって、次に掲げるもの	き施設 〔追加=昭日透施設	砂糖粉湯
号に掲げる事業 製造される炭化	湿式集じん施設 廃ガス洗浄施設 バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設	<ul><li>へ 漂白機及び漂白そう</li><li>ニ 精練機及び精練そう</li></ul>	、 う動症ない 湯瀬施設 の 湯煮施設
前六号に掲げる事業湿式集じん施設の成分を表する洗浄施設を表する洗浄施設を表する。	海水マグネシア製造施設のうち、沈でんよう素製造施設のうち、吸着施設及び沈青酸製造施設のうち、反応施設	原料浸せき施設 副蚕処理施設 まゆ湯煮施設	洗浄施設 原料処理施設 の製造業の用に供する施設であって、
分 成 ス 施 崩 離 洗 洗 設 記 施 剤 浄	のうり製 素の製 で で で で で で で で で の き き き き き き き き き き	会であって、次に掲げるもの十九 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業のロ 洗浄施設 イ 水洗式脱臭施設	展用アミノ酸、 グル
ニーエ 有機ゴースチレンホ スチレン	(供する施設であって、次に掲げるもの) 供する施設であって、次に掲げる事業以外の無機化学廃ガス洗浄施設 群青製造施設のうち、水洗式分別施設	+	イ 原料処理施设て、次に掲げるもので、次に掲げるものと、次に掲げるものと、次に掲げるものと、 湯煮施設とする保存食料品製造業の用に供する施設であった。 湯煮施設
ニ ラテックス濃縮施設 ハ 水洗施設 ロ 脱水施設	カドミウム系無機顔料製造施設のうろ過施設 た浄施設 一無機顔料製造業の用に供する施設	冷凍調理食品製造業の用に スタントコーヒー製造業の 用に供	三 水産食料品集選業の月に使する旅記であって、沙に捧けるものイ 水産動物原料処理施設 い 脱水施設
三十四 マ 湿式集 ポリブ	五(削除) 湿式集じん施設 窓ガス洗浄施設	六 麺類製造業の用に供する湯煮施設ハ 精製施設ロ ろ過施設イ 原料処理施設	)日に生った正とでつって、次に掲げるもの用に供する施設であって、次に掲げるも
マロック マロック マロック マロック マロック マロック を まま で で で で で で で で で で で で かい	分離施設 四 化学肥料製造業の用に供する施設であら過施設 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設自動式成光膜付印刷版現像洗浄施設	十 掲五ニハロ	ものを除く。)  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
三十二 ハロイ 三十二 ハロイ 三 廃 遠 顔 え ご洗 合 合 ガ 心 料 辿	つて、次に掲げるものが紙施設(抄造施設を含む。)が紙施設(抄造施設を含む。)が紙を対していた契膜施設を対った対していた契膜施設を対していた契膜施設を対していた契膜施設を対していた契膜を対していた対していた。)	十三 イルカーニー イルカーニー イルカー 洗浄施設 ロ 洗浄施設 ロ 洗浄施設 に掲げるものに掲げるものに掲げるものに掲げるものに掲げるものに掲げるものに掲げるものに掲げるものに掲げるものに掲げるものに	下房施設(豚房の総面積が五○平方メートル ・ 電農業又はサービス業の用に供する施設掘削用の泥水分離施設 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
包る機	へ 票月毎段へ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設ホ 蒸解廃液濃縮施設	こ 计推包设 ハ 圧搾施設 ロ 洗浄施設	4 1-0

正 - 1 では、ゴムチを製件 更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 ムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、 本・一の二 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴホ 潤滑油洗浄施設 五十二 五十って、 四四十十ホ九八 四十六五 四四 も十十 の四三 四十二 三十九 五十一 三十八の二 五十 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造工 混合施設(第二条各号に掲げる物質を含有する試工 展薬製造業の用に供する洗浄施設四十八 火薬製造業の用に供する洗浄施設四十八 火薬製造業の用に供する洗浄施設のに限る。以下同じ。) ロ 廃ガス洗浄施設 不 研磨洗浄施設 形型洗浄施設業、糸ゴム製造 製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの製品製造業の用に供する施設でに掲げる事業以外の有機化学工業1十五 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設ロ 脱水施設 イ 原料処理施設 ハロイ 居 だ 石 原 ほ 石 に ろ る試薬製造施設 十七 <del>+</del> <del>+</del> <del>+</del> 口 口 ニハロイ ニハロイ 口 口 - 二 皮革製造業の用に供する施設であって、次 タンニンづけ施設 - カーム浴施設 - カーム浴施設 ・動物原料処理施設・はドラジン製造施設のうち、地域のでは、 凣 原油常圧蒸留施設脱塩施設 空洗浄施設〔追加=昭五六政令三二七〕糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成一の三 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造 ろ過施設 染色施設 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設脱硫施設 塩析施設 原料精製施設 不 石けん製造業の用に供する施設であって、 ろ過施設 抽出施設 洗浄施設 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、 ゼラチン又はに 石油精製業(潤滑油再生業を含む。) るもの 製造業の用に供する施設であって、次製造業の用に供する感光剤洗浄施設 かわ 供する施設であって、 製造業の用に供する施設であって、 濃縮施設 る試薬の製造業の用に供す の用に供する施設であ 次に掲げるもの る物を混合す 次に掲げ 次に掲げ 次に掲げ るもの るもの 六十三 金属製品製造業又は機会の用に供する施設であって、ため 電解式洗浄施設 ロ 電解式洗浄施設 ロ 電解式洗浄施設 エ 水銀精製施設 ニ 水銀精製施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 六十五 酸マ する施設であって、次に掲げるもの「条第一項に規定するもの(下宿営業を除く。)をいう。)の「条第一項に規定するもの(下宿営業を除く。)をいう。)の「前各号に該当するものを除く。)〔追加=平二四政令一四六十六の二 エチレンオキサイド又は一・四―ジオキサンの男 五五五五 五. 六十三の三 六十四の二 ロ ろ過施設 イ 沈でん施設 ローガス冷却洗イータール及びれれて カール及びればいるもの ヘホニハロイ<u>+</u>ホニハロイ ニ 十十ロイ 一 ハロイ 十九 ニハロイ も の ユ 生コンクリー 水養生施設(基 入浴施設 還元そう 一 非鉄金属製造業の用に供する施設であって、湿式集じん施設焼入れ施設圧延施設 成型機 カドミウム電極又は鉛電極の化成施 抄造施設 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、アス洗浄施設の三 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設の三 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 電気めっき施設酸又はアルカリによる表面処理施設 セメント製品製造業の リート製造業の用に供するバッチャー(蒸気養生施設を含む。) 用に供する施設であって、次に掲げる [追加=昭五一政令一二三] (追加=昭四九政令三六三) 設 次に掲げる 四七 の用に供 混合施設 ○○平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
 ○○○平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
 ○○○平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
 ○○○平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
 ○○○平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
 ○○○平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
 ○○○平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
 ○□ 仲卸売場
 ○□ 仲卸売場 □設 六十六の六 飲食店(次号及び第六十六号の八に掲げるものを除く。)

「追加=昭六三政令ニ五二」
六十六の八 飲食店(次号及び第六十六号の八に掲げるものを除く。)

「追加=昭六三政令ニ五二」
六十六の八 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他の通常
主食と認められるちゅう房施設(総床面積が四二○平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)[追加=昭六三政令ニ五二]
未満の事業場に係るものを除く。)[追加=昭六三政令ニ五二]
六十六の八 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他の通常
十十六の八 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに
大十六の八 料亭、バー、キャバレー、カー・カートル未満の事業場に係るものを除く。) をいう。)である焼却施設律(昭和四十五年法律第百三十七七十一の三 一般廃棄物処理施設(・ロ 焼入れ施設 「追加=昭五四政令一三二] 上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの 大十八の二 病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の 六十八 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 六十七 洗濯業の用に供する洗浄施設 って、次に 号)第二条 六十九の二 う。) (追加=昭五七政令一五七] イ 卸売場 「追加=昭四九政令三六三」のに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げのに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げ研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるも七十一の二 科学技術 (人文科学のみに係るものを除く。)に関する七十一 自動式車両洗浄施設 満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。) 第百八十五号) 第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。第百八十五号) 第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。 いう。)が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」と第六条に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゅう房六十六の四 共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号) 六十九 六十六の五 イ ハロイ (総床面積が三六○平方メー ・九 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施営人浴施設 、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。) 第二条第三項に規定するものをいう。) に設置される施設であれの二 中央卸売市場(卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五 ちゅう房施設 洗浄施設 碩が三六○平方メートル未満の事業場に係るものを除弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(追加=昭六三政令二五二) 十七号) 第八条第一項に規定するもの設(廃棄物の処理及び清掃に関する法 [追加=昭五六政令三二七] 〔追加= [追加=昭五四政令一三二] 【改正=平二政令一五】 『改正=平二政令一五】 月に供する解体施設 昭五一政令一二二 (昭和二十六年法律 以下同じ。) -ル 。 未の ロメタンの蒸留な七十一の六 トリカ 七十四特点 七 尿浄化槽を除く 定する算定方法 律第十五条第一 ら第十三号まロ 廃棄物の畑 〔追加=平三政令二四〇〕ロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)ロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)1十一の五 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロ「追加=平一〇政令一七三〕 イの 十一 号に掲<sup>3</sup> 第三百号)第-廃棄物の処 特定事業 の処 号までに掲げる施設(改正)の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)がおの許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により 理施設(前二号に掲げるものを除く。) 業場から排出される水 (公共用水域に排出されるもの終末処理施設 法により る産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第十四、業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第年及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令) (により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし施設(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規〔改正=平一一政令一二〇〕〔追加=平三政令二四〇〕 「追加=昭五六政令三二七」 項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるA廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関するA 施 設(前各号に該当するものを除く。)ロロエチレン、テトラクロロエチレン 〔改正= 平 ロエチレン又はジクー一政令一二〇〕

#### 水質汚濁防止法第2条第2項第1号に定める有害物質(法施行令第2条)

- 1 カドミウム及びその化合物
- 2 シアン化合物
- 3 有機燐化合物
- 4 鉛及びその化合物
- 5 六価クロム化合物
- 6 砒素及びその化合物
- 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 8 ポリ塩化ビフェニル
- 9 トリクロロエチレン
- 10 テトラクロロエチレン
- 11 ジクロロメタン
- 12 四塩化炭素
- 13 1,2-ジクロロエタン
- 14 1,1-ジクロロエチレン
- 15 1,2-ジクロロエチレン(H24.5.25 施行) (旧シス-1,2-ジクロロエチレンにトランス-1,2-ジクロロエチレンを追加)
- 16 1,1,1-トリクロロエタン
- 17 1,1,2-トリクロロエタン
- 18 1,3-ジクロロプロペン
- 19 チウラム
- 20 シマジン
- 21 チオベンカルブ
- 22 ベンゼン
- 23 セレン及びその化合物
- 24 ほう素及びその化合物
- 25 ふっ素及びその化合物
- 26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- 27 塩化ビニルモノマー(H24.5.25 施行)
- 28 1,4-ジオキサン(H24.5.25 施行)

#### 水質汚濁防止法第2条第2項第2号に定める生活環境項目(法施行令第3条)

- 1 水素イオン濃度
- 2 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量
- 3 浮遊物質量
- 4 ノルマルヘキサン抽出物質含有量
- 5 フェノール類含有量
- 6 銅含有量
- 7 亜鉛含有量
- 8 溶解性鉄含有量
- 9 溶解性マンガン含有量
- 10 クロム含有量
- 11 大腸菌群数
- 12 窒素又はりんの含有量

#### 水質汚濁防止法第2条第4項に定める指定物質(法施行令第3条の3)

- 1 ホルムアルデヒド
- 2 ヒドラジン
- 3 ヒドロキシルアミン
- 4 過酸化水素
- 5 塩化水素
- 6 水酸化ナトリウム
- 7 アクリロニトリル
- 8 水酸化カリウム
- 9 アクリルアミド
- 10 アクリル酸
- 11 次亜塩素酸ナトリウム
- 12 二硫化炭素
- 13 酢酸エチル
- 14 メチル ターシヤリ ブチルエーテル (別名 MTBE)
- 15 硫酸
- 16 ホスゲン
- 17 1,2 ジクロロプロパン
- 18 クロルスルホン酸
- 19 塩化チオニル
- 20 クロロホルム
- 21 硫酸ジメチル
- 22 クロルピクリン
- 23 りん酸ジメチル = 2・2 ジクロロビニル (別名ジクロルボス又は DDVP)
- 24 ジメチルエチルスルフイニルイソプロピルチオホスフエイト (別名オキシデプロホス又は ESP)
- 25 トルエン
- 26 エピクロロヒドリン
- 27 スチレン
- 28 キシレン
- 29 パラ ジクロロベンゼン
- 30 N メチルカルバミン酸 2 セカンダリ ブチルフエニル (別名フエノブカルブ又は BPMC)
- 31 3,5 ジクロロ N (1,1 ジメチル 2 プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)
- 32 テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又は TPN)
- 33 チオリん酸O・O ジメチル O (3 メチル 4 ニトロフエニル) (別名フエニトロチオン又は MEP)
- 34 チオりん酸 S ベンジル O・O ジイソプロピル (別名イプロベンホス又は IBP)
- 35 1・3 ジチオラン 2 イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)
- 36 チオりん酸O・O ジエチル O (2 イソプロピル 6 メチル 4 ピリミジニル)

#### (別名ダイアジノン)

- 37 チオりん酸〇・〇 ジエチル 〇 (5 フエニル 3 イソオキサゾリル)(別名イソキサチオン)
- 38 4 ニトロフエニル 2,4,6 トリクロロフエニルエーテル (別名クロルニトロフエン又は CNP)
- 39 チオリん酸O・O ジエチル O (3,5,6 トリクロロ 2 ピリジル) (別名クロルピリホス)
- 40 フタル酸ビス(2 エチルヘキシル)
- 41 エチル=(Z) 3 [N ベンジル N [[メチル(1 メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ ] チオ ] アミノ ] プロピオナート(別名アラニカルブ)
- 42 1,2,4,5,6,7,8,8 オクタクロロ 2,3,3a,4,7,7a ヘキサヒドロ 4,7 メタノ 1H インデン (別名クロルデン)
- 43 臭素
- 44 アルミニウム及びその化合物
- 45 ニツケル及びその化合物
- 46 モリブデン及びその化合物
- 47 アンチモン及びその化合物
- 48 塩素酸及びその塩
- 49 臭素酸及びその塩
- 50 クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く。)
- 51 マンガン及びその化合物
- 52 鉄及びその化合物
- 53 銅及びその化合物
- 54 亜鉛及びその化合物
- 55 フェノール類及びその塩類
- 56 1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.13,7]デカン(別名へキサメチレンテトラミン)

## 排水基準(排水基準を定める省令(S46.6.21 総理府令第35号))

# (1)有害物質

項目	許容限度(mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.03
シアン化合物	1
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びEPNに限る。)	1
鉛及びその化合物	0.1
六価クロム化合物	0.5
砒素及びその化合物	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1
シス・1,2・ジクロロエチレン	0.4
1 , 1 , 1 - トリクロロエタン	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	0.1
ほう素及びその化合物	10

ふっ素及びその化合物	8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合 物及び硝酸化合物	10 につきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg
1 , 4 - ジオキサン	0.5

## (2)生活環境項目

項	目	許容限度					
水素イオン濃度		5.8~8.6					
生物化学的酸素要求量		160 ( 120 )					
浮遊物質量		200 ( 150 )					
室素含有量		120 (60)					
燐含有量		16 ( 8 )					
ノルマルヘキサン抽出	鉱油類含有量	5					
物質含有量	動植物油脂類含有量	30					
フェノール類含有量		5					
銅含有量		3					
亜鉛含有量		2					
溶解性鉄含有量		10					
溶解性マンガン含有量		10					
クロム含有量		2					
大腸菌群数		日間平均 1 cmにつき 3000 個					

備考1 水素イオン濃度、大腸菌群数、水温及び透視度以外の許容限度の単位は mg/l。

備考 2 水質の測定方法について、透視度については日本工業規格 K 0102 の 9 に定める方法、水温については一般的な測定方法によるものとし、その他の項目については、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法 (昭和 49 年環境庁告示 64 号)に定めるものとする。

# 上乗せ排水基準(水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例)

## 5 矢作川水域に係る上乗せ排水基準

					項目及び許	容限度(単位	1リットル	につきミリ	グラム)			
						/V <del>24</del> 66		ノルマル	ヘキサン			適用の日又
	湯又は	a a	<b>業種</b>		生物化学的	化学的 酸素要求量	<b>涇游伽斯</b> 里	抽出物質	質含有量	フェノール	细心左星	
<b>₽</b>	業場				酸素要求量		浮遊物質量	鉱油類	動植物油脂類	類含有量	銅含有量	は適用期間
	下水道 区域に 所在す る者	全業種	全業種 25 (20) 25 (20) 70 (50)		70 (50)	5	10	1	1	\$48.6.14		
		畜産農業又は サービス業(豚 房施設、牛房施 設又は馬房施	日平均i が 50 m もの	非出水量	130 (110)		160(120)					\$58.1.1
97		設をその業の用に供するものに限る。)		非出水量 <sup>3</sup> 以上 50 のもの	160 ( 120 )		200 ( 150 )					
既		畜産食料品製	乳製品製	<b>製造業</b>	80 (60)		30 (20)		10			
設		造業	その他		120 (100)		90 (70)		10			
のエ		水産食料品、調味料、		め又はめ	120 ( 100 )		90 (70)		10			
場	その他	2域 飲料製造業	清酒製造業		120 ( 100 )		90 (70)		10			040 0 04
以は事	の地域に所在		蒸りゆう酒又は 飲料製造業 混成酒の製造業		160 ( 120 )		120(100)		10			\$48.6.24
業	するも	その他		80 (60)		70 (50)		10				
場	Ø	動植物油脂製造業			80 (60)		80 (60)		20			
~		でん粉製造業 冷凍調理食品製造業		160 (120)	80 (60)	90 (70)		5				
				,	50 (40)		70 (50)		10			S58.1.1
		繊維工業又は 繊維製品製造	染色整理業	毛繊維加工業	50 (40)		50 (40)		10	1		\$48.6.24
		<b>纖維表印表</b>	<b>华</b> 未	その他	100 (80)		100 (80)		10	1		040.0.24
		*	その他		100 (80)		100 (80)		10			
		一般製材業、木材	オチップ製	造業、合								
		板製造業又はパ	ーティクリ	ルボード	70 (50)		90 (70)					S58.1.1
		製造業										
		パルプ、紙又は	板紙製造	業	120 ( 100 )		180(150)					S48.6.24
		紙加工品の製	その他		90 (70)		120(100)					0-0.0.24

造業											
新聞業、出版業、	印刷業又	は製版業	25 ( 20 )		30 (20)				1	\$58.1.1	
(1, )V = NV	医薬品製	<b>過</b> 造業	80 (60)		90 (70)		10			\$48.6.24	
化学工業	その他		50 (40)		50 (40)					\$49.4.1	
		日平均排出水									
	窯業原料(う	量 が 50 m <sup>3</sup> 以上の	25 ( 20 )		200(150)	2					
窯業、土石製品	わ薬原	もの									
製造業又は非	料を含	日平均								-	
金属鉱業	む。)精	排出水									
	製業	量 が 50 m <sup>3</sup>	25 ( 20 )		300(250)	2				\$48.6.24	
		未満のもの									
	その他		25 ( 20 )		150(120)	2					
鉄鋼業	<b>鉄鋼業</b>		25 ( 20 )		40 (30)	2		1	1	_	
非鉄金属製造業、 は機械器具製造動 む。)			25 ( 20 )		30 (20)				1		
空き瓶卸売業			25 ( 20 )		30 (20)						
水道施設、工業用用工業用水道の加			25 ( 20 )		30 (20)					S58.1.1	
酸若しくはアル 理施設を有する き施設を有する	もの又は		25 ( 20 )		30 (20)					\$48.6.24	
旅館業			90 (70)	90 (70)	90 (70)					S58.1.1	
病院			40 (30)		90 (70)					336.1.1	
と畜業			80 (60)		80 (60)					\$48.6.24	
自動車分解整備 洗車施設(自動式 く。)を有するも	(車両洗浄)		50 ( 40 )		70 (50)					\$58.1.1	
自動式車両洗浄抗	施設を有す	るもの	25 ( 20 )		70 (50)					\$48.6.24	
科学技術に関する		験、検査	40 ( 30 )		90 (70)					CEO 4 4	
一般廃棄物処理設を有するもの	施設である	る焼却施	40 (30)		50 (40)	3		1	1	S58.1.1	
·				22							

		産業廃棄物処理が	施設を有するもの	25 ( 20 )		30 (20)	3		1	1	
		し尿処理施設を	有するもの	(30)		(70)					\$48.6.24
											\$48.6.24
		下水道終末処理施設を有するもの		(00)		(420)					から規則
				(60)		(120)					で定める
											日まで
				(20)		(70)					規則で定
				(20)		(70)					める日
	下水道										
	処理区										
	域に所	全業種		25 ( 20 )	25 ( 20 )	30 (20)	2	10	0.5	1	\$48.4.1
	在する										
	もの										
		全業種(畜産農	業及びサービス業								
		(豚房施設、牛房	号施設又は馬房施設								
新		をその業の用は	こ供するものに限								
設		る。) 食料品製造	<b>造業(冷凍調理食品</b>	25 ( 20 )	25 (20)	30 (20)	2	10	0.5	1	S48.4.1
Ø		製造業を除く。)	繊維工業、繊維製								
I			棺業、し尿処理施設								
場			びに下水道終末処								
又	その他	理施設を有する									
は	の区域		ービス業(豚房施								
事	に所在		は馬房施設をその業	90 (70)	90 (70)	100 (80)					S58.1.1
業	するも	の用に供するもの		(	( )	()					
場	0	食料品製造業	乳製品製造業	50 (40)	50 (40)	30 (20)		10			
		(冷凍調理食	でん粉製造業	50 (40)	50 (40)	50 (40)					
		品製造業を除 く。)	その他	50 (40)	50 (40)	50 (40)		10			S48.4.1
		繊維工業又は繊維	維製品製造業	50 (40)	50 (40)	40 ( 30 )		10	1		
		旅館業		40 ( 30 )	40 (30)	70 (50)					\$58.1.1
		し尿処理施設を	ーーーーー 有するもの	40 ( 30 )	40 (30)	80 (60)					C40 4 4
		下水道終末処理抗	施設を有するもの	25 ( 20 )	25 ( 20 )	70 (50)					S48.4.1

#### 備考

1 この表に掲げる上乗せ排水基準は、既設の工場又は事業場にあっては1日当たりの平均的な排出水の量が50m³(畜産農業及びサービス業(豚房施設、牛房施設又は馬房施設をその業の用に供するものに限る。)に係る事業場にあっては20m³)以上である工場又は事業場に係る排出水について、新設の工場又は事業場にあっては一日当たりの平均的な排出水の量が20m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。ただし、非金属鉱業及び窯業原料精製業に係る工場又は事業場にあっては、すべての工場又は事業場に係

る排出水について適用する。

2 1の表備考第1号から第3号まで、第5号、第7号及び第8号並びに2の表備考第1号、第2号、第4号 及び第5号の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準を適用する場合について準用する。

#### 参考

- (1 木曽川水域に係る上乗せ排水基準 備考)
- 1 この表において「既設の工場又は事業場」とは、次に掲げる工場又は事業場をいう。
- (1) 昭和57年7月1日における水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。) 別表第1に掲げる施設(以下「特定施設」という。)のうち(二)に規定する施設以外の施設を昭和48年3 月31日において現に設置している工場又は事業場(設置の工事をしているものを含む。)
- (2) 昭和57年7月1日における政令別表第1第1号の2、第18号の2、第18号の3、第19号リ、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第64号の2、第66号の2、第68号の2、第69号の2、第69号の3、第70号の2又は第71号の2から第71号の4までに掲げる施設のみを同年12月31日において現に設置している工場又は事業場(設置の工事をしているものを含む。)
- 2 この表において「新設の工場又は事業場」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち既設の工場又は事業場以外のものをいう。
- 3 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 5 排水基準を定める省令別表第二に掲げる排水基準でこの表に上乗せ排水基準の定めのないものは、新設の工場又は事業場のうち1日当たりの平均的な排出水の量が20m³以上のものに係る排出水について適用する。
- 7 第1号(2)に規定する施設を設置することにより新設の工場又は事業場となった工場又は事業場で、当該工場又は事業場に係るこの表に掲げる上乗せ排水基準の適用の日が「昭和48年4月1日」とあるものについては、当該上乗せ排水基準の適用の日は、昭和58年1月1日とする。
- 8 1の工場又は事業場が2以上の業種に属する場合にあっては、当該工場又は事業場の主たる事業の属する業種に係る上乗せ排水基準を適用する。
- (2 名古屋港・庄内川等水域に係る上乗せ排水基準 備考)
- 1 この表において「下水道処理区域」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- 2 生物化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水について適用する。
- 4 1 木曽川水域に係る上乗せ排水基準の表(以下「1の表」という。) 備考第1号(2)に掲げる工場又は 事業場に相当する工場又は事業場で、当該工場又は事業場に係るこの表に掲げる上乗せ排水基準の適用の日 が「昭和48年6月24日」とあるものについては、当該上乗せ排水基準の適用の日は、昭和58年1月1日 とする。
- 5 既設の工場又は事業場に当該工場又は事業場に係るこの表に掲げる上乗せ排水基準の適用の日(1の表

備考第1号(2)に掲げる工場又は事業場に相当する工場又は事業場で当該適用の日が「昭和 48 年6月 24 日」とあるものにあっては、昭和 58 年1月1日とし、適用期間の定めのある工場又は事業場にあつては、当該適用期間の初日とする。以下この号において同じ。)後において特定施設(昭和 58 年 1月 1日前においては、1の表備考第1号(1)に規定する施設に限る。以下この号において同じ。)を設置した場合(適用の日において特定施設の設置の工事をしている場合を除く。)で、当該特定施設の設置に伴い当該工場又は事業場の1日当たりの平均的な排出水の量が増加することとなるとき(当該特定施設の設置後の1日当たりの平均的な排出水の量が増加することとなるとき(当該特定施設の設置後の1日当たりの平均的な排出水の量が1000m³未満であるときを除く。)は、当該特定施設の設置の日以後において当該工場又は事業場に係る排出水について適用される上乗せ排水基準のうち生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量についての許容限度は、付表の算式により算出して得られる値(単位 1リットルにつきミリグラム)とする。ただし、適用期間の定めのある工場又は事業場に当該適用期間の末日までに特定施設を設置した場合(同日において特定施設の設置の工事をしている場合を含む。)における当該適用期間経過後(同日において特定施設の設置の工事をしている場合を含む。)における当該適用期間経過後(同日において特定施設の設置の工事をしている場合にあっては、当該特定施設の設置の日以後)の許容限度は、同表の算式により算出して得られる値とこの表に掲げる当該適用期間経過後の値とのいずれか小さい値とする。

上乗せ排水基準の適用を受ける工場又は事業場は、昭和 57 年 7 月 1 日における政令別表第 1 に掲げる特定施設を設置する工場又は事業場です。昭和 57 年 7 月 1 日以降に追加された特定施設のみを設置する工場又は事業場は、上乗せ排水基準は設定されていません。

当分の間は、排水量 20m3/日以上 50m3/日未満の上乗せ条例の適用を受ける新設の工場又は事業場については、窒素及びりんに係る備考第5号の適用を猶予されています。

#### 達成目標値(岡崎市生活環境保全条例第9条)

# (1)有害物質

項目	許容限度 (mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.015
シアン化合物	0.5
有機燐化合物( パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びEPNに限る。)	0.5
鉛及びその化合物	0.05
六価クロム化合物	0.25
砒素及びその化合物	0.05
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005
ポリ塩化ビフェニル	0.0015
トリクロロエチレン	0.05
テトラクロロエチレン	0.05
ジクロロメタン	0.1
四塩化炭素	0.01
1,2-ジクロロエタン	0.02
1 , 1 - ジクロロエチレン	0.5
シス・1,2・ジクロロエチレン	0.2
1,1,1-トリクロロエタン	1.5
1 , 1 , 2 - トリクロロエタン	0.03
1,3-ジクロロプロペン	0.01
チウラム	0.03
シマジン	0.015
チオベンカルブ	0.1
ベンゼン	0.05
セレン及びその化合物	0.05
ふっ素及びその化合物	4
1,4-ジオキサン	0.25

## (2)生活環境項目

項	目	許容限度				
水素イオン濃度		5.8~8.6				
生物化学的酸素要求量		25 ( 20 )				
化学的酸素要求量		25 ( 20 )				
浮遊物質量		30 (20)				
ノルマルヘキサン抽出	鉱油類含有量	2				
物質含有量	動植物油脂類含有量	10				
フェノール類含有量		0.5				
銅含有量		1				
溶解性鉄含有量		5				
溶解性マンガン含有量		3				
クロム含有量		1				
大腸菌群数		日間平均 1 cm につき 500 個				

備考 この表において、「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について 定めたものをいう。

水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準 (平成29年6月27日 愛知県告示第286号)

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法」という。)第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第2第2号ロに掲げる指定地域内の特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。)から排出される排出水の汚濁負荷量について、化学的酸素要求量に係る総量規制基準を次のように定め、平成29年9月1日から施行し、平成24年愛知県告示第118号(水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準)は、平成29年8月31日限り廃止する。

ただし、この告示の施行の日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に法第5条又は第7条の届出がされているものを含む。)に係る次の第1項に規定するCc並びに次の第2項に規定するCcj、Cci及びCcoに係る業種その他の区分及びその区分ごとの値(同日以後に特定施設(指定地域特定施設を含む。以下同じ。)の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量に係るものを除く。)については、次の第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 1 法第4条の5第1項の規定による総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。
  - (1)  $L c = C c \cdot Q c \times 10^{-3}$

この式において、Lc、Cc及びQcは、それぞれ次の値を表すものとする。

- L c 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
- Cc 別表の第3欄(1)に掲げる化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)
- Q c 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)
- (2)ア 昭和55年7月1日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされているものを含む。)
  - イ 水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令 (昭和56年政令第327号。以下「昭和56年改正政令」という。)の施行により昭和57年7月 1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に法第5条又は第7条 の規定による届出がされているものを含む。)
  - ウ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(昭和57年政令第157号。以下「昭和57年改 正政令」という。)の施行により昭和58年1月1日前に新たに指定地域内事業場となった事 業場(同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされているものを含む。)
  - エ 水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令 (昭和63年政令第252号。以下「昭和63年改正政令」という。)の施行により平成元年4月 1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場 (同日前に法第5条又は第7条 の規定による届出がされているものを含む。)
  - オ 水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令(平成2年政令第266号。以下「平成2年 改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場

- カ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成3年政令第240号。以下「平成3年改 正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成9年政令第269号。 以下「平成9年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又 は事業場
- ク 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成10年政令第173号。以下「平成10年改 正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場
- ケ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成11年政令第412号。以下「平成11年改 正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場
- コ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第201号。以下「平成13年改 正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場
- サ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第147号。以下「平成24年改 正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場
- 2 法第4条の5第2項の規定に基づき、前項の総量規制基準に代えて適用する総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。
  - (1) Lc=(Ccj・Qcj+Cci・Qci+Cco・Qco)×10<sup>-3</sup> この式において、Lc、Ccj、Cci、Cco、Qcj、Qci及びQcoは、それぞれ 次の値を表すものとする。
    - L c 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
    - Ccj 別表の第3欄(3)に掲げる化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)
    - Cci 別表の第3欄(2)に掲げる化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)
    - Cco 前項の式において用いられるCcと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)
    - Qcj 平成3年7月1日((2)カに掲げる指定地域内事業場にあっては平成3年10月1日、(2)キに掲げる指定地域内事業場にあっては平成9年12月1日、(2)クに掲げる指定地域内事業場にあっては平成10年6月17日、(2)ケに掲げる指定地域内事業場にあっては平成12年3月1日、(2)コに掲げる指定地域内事業場にあっては平成13年7月1日、(2)サに掲げる指定地域内事業場にあっては平成24年5月25日)以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)
    - Qci 昭和55年7月1日((2)イに掲げる指定地域内事業場にあっては昭和57年7月1日、(2)ウに掲げる指定地域内事業場にあっては昭和58年1月1日、(2)エに掲げる指定地域内事業場にあっては平成元年4月1日、(2)オに掲げる指定地域内事業場にあっては平成3年4月1日)から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量。ただし、(2)カからサまでに掲げる指定地域内事業場に係る特定排出水の量を除く。(単位 1日につき立方メートル)
    - Qco 特定排出水の量(Qcj及びQciを除く。)(単位 1日につき立方メートル)
  - (2)ア 昭和55年7月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされた指定地域内事業場(イからサまで及び前項(2)イからサまでに掲げるものを除く。)

- イ 昭和56年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、 昭和57年7月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
- ウ 昭和57年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった事業場のうち、昭和58 年1月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
- エ 昭和63年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、 平成元年4月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
- オ 平成2年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、 平成3年4月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
- カ 平成3年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、 平成3年10月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
- キ 平成9年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、 平成9年12月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
- ク 平成10年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、 平成10年6月17日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
- ケ 平成11年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、 平成12年3月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
- コ 平成13年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、 平成13年7月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
- サ 平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、 平成24年5月25日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
- 3 一の指定地域内事業場が二以上の業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る 第1項又は第2項の総量規制基準は、当該業種等ごとに第1項又は第2項に掲げる算式により算 定した値を合計した汚濁負荷量とする。

# 別表

別衣	•					
整理番号	業種	量 (2	的酸素 単位 1 につき ム)	リッ	備考	
			(1)	(2)	(3)	
2	畜産農業		100	70	70	
3	天然ガス鉱業		60	60	60	
4	非金属鉱業		20	20	20	
5	部分肉 • 冷凍肉	製造業又は肉加工品製造業	40	40	30	
6	乳製品製造業	30	30	20	平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量(以下「平成8年9月1日前の特定施設に係る量」という。)にあっては、第3欄(3)の値は、30とする。	
7	畜産食料品製造 除く。)	業(前2項に掲げるものを	40	40	30	
8	水産缶詰・瓶詰	40	40	30		
9	寒天製造業			55	55	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業			30	20	
11	水産練製品製 造業(前項に掲 げるものを除	ア 日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	30	30	20	
	< 。)	イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	30	30	30	
12	冷凍水産物製 造業	ア 日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	30	30	20	
		イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	40	30	30	
13	冷凍水産食品製造業			40	30	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・ 塩蔵品製造業を含む。)			40	30	
15	野菜缶詰・果実 業	缶詰・農産保存食料品製造	30	30	30	
16	野菜漬物製造業		40	40	30	
17	味そ製造業		70	70	30	
18	しょう油・食用	アミノ酸製造業	70	70	40	

19	うま味調味料製		20	20	20	
20	ソース製造業		30	30	30	
21	食酢製造業		40	40	30	
22	砂糖精製業		40	40	30	
23	ぶどう糖・水あ	め・異性化糖製造業	50	50	30	
24	小麦粉製造業		30	30	30	
25	パン製造業		30	30	20	
26	生菓子製造業		40	40	30	
27	ビスケット類・	干菓子製造業	40	40	30	
28	米菓製造業		40	40	40	
29	パン・菓子製造 項までに掲げる	業(整理番号25の項から前 ものを除く。)	40	40	30	
30	植物油脂製造業		40	40	30	
31	動物油脂製造業	40	40	30		
32	食用油脂加工業	40	40	30		
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製 造業			50	40	
34	穀類でんぷん製	50	50	40		
35	めん類製造業	30	30	30		
37	豆腐・油揚製造	30	30	30		
38	あん類製造業	60	60	40		
39	冷凍調理食品製造業			20	20	
40	そう(物)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの			30	30	
41	清涼飲料製造業		20	20	20	
42	果実酒製造業		30	30	30	
43	ビール製造業		30	30	30	
44	清酒製造業	ア 日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	30	30	30	
		イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	40	40	30	
45	蒸留酒·混成酒 製造業	ア 日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	30	30	20	
		イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	40	30	20	
46	インスタントコ	ーヒー製造業	20	20	20	

47	配合飼料製造業	20	20	20	
48	単体飼料製造業	20	20	20	
49	有機質肥料製造業	30	20	20	
50	たばこ製造業	30	20	20	
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	30	30	30	
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	75	75	70	
57	繊維工業で麻製繊工程に係るもの	90	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	40	40	30	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	80	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色 整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係 るもの	90	90	90	
61	繊維工業で綿 ア 日平均排水量400立方 状繊維・糸染色 整理工程(染色 限る。	60	50	50	
	整理工程付帯 加工処理工程 を含む。)に係 るもの	80	50	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含 む。) に係るもの	50	50	50	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	90	90	80	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	40	40	40	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した 織物製造工程に係るもの	40	40	40	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係 るもの	40	40	40	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに 掲げるものを除く。)	50	30	30	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	40	40	40	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又は	30	30	30	接着機洗浄水を循環するもの

	パーティクルボード製造業				にあっては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、 10、10、10とする。
75	木材薬品処理業	20	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業 で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	70	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業 でサルファイトパルプ製造工程に係るも の	60	60	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業 でグランドパルプ製造工程、リファイナー グランドパルプ製造工程又はサーモメカ ニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程 又は未さらしセミケミカルパルプ製造工 程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	70	70	70	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	80	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	60	50	40	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。) に係るもの	70	70	60	精選工程においてドラム型洗 浄機を使用しているものにあ っては、第3欄(1)の値は、80 とする。
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業 で古紙を原料とするパルプ製造工程に係 るもの(次項に掲げるものを除く。)	60	60	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	90	90	80	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業 で木材又は古紙以外のものを原料とする パルプ製造工程に係るもの	100	100	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又	50	40	40	

	はサーモメカニカルパルプ製造工程を有 するものに限る。)に係るもの				
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業 で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げる ものを除く。)	30	30	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業 で板紙製造工程に係るもの	40	40	40	
89	機械すき和紙製造業	60	60	60	
90	手すき和紙製造業	90	90	80	
91	塗工紙製造業	20	20	20	
92	段ボール製造業	20	20	15	
93	重包装紙袋製造業	70	70	70	
94	セロファン製造業	25	25	15	
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	40	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	80	80	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げる ものを除く。)	20	20	20	
100	印刷業 (新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	50	50	50	
101	製版業	50	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30	
103	複合肥料製造業	30	30	30	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	30	30	
105	ソーダ工業	20	20	20	
106	電炉工業	20	20	20	
107	無機顔料製造業	20	20	20	黄鉛製造工程を有するものに あっては、第3欄の値は、そ れぞれ同欄の順序に従い、60、 60、50とする。
108	無機化学工業製品製造業(前3項に掲げるものを除く。)	20	20	20	(ア) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40とする。 (イ) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。

109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40	(ア) 青酸誘導品含有排水を 排出する工程にあっては、 第3欄の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、150、150、 150とする。 (イ) 塩素化合物触媒を用い たアセトン又はアセトア ルデヒドの製造工程にあ っては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 100、80、80とする。 (ウ) エピクロルヒドリン製 造工程にあっては、第3欄 の値は、それぞれ同欄の順 序に従い、140、130、130 とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、180とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	<ul> <li>(ア) 乳化重合法による合成 ゴム製造工程にあっては、 第3欄の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、50、50、 50とする。</li> <li>(イ) クロロプレンゴム製造 工程にあっては、第3欄の 値は、それぞれ同欄の順序 に従い、130、130、130と する。</li> </ul>
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工 業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	50	50	50	(ア) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260、260とする。 (イ) 有機農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109	60	50	40	

	の項から前項までに掲げるものを除く。)				
115	脂肪族系中間物製造業	60	60	50	(ア) 青酸誘導品含有排水を 排出する工程にあっては、 第3欄の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、210、210、 190とする。 (イ) 塩素化合物触媒を用い たアセトン又はアセトア ルデヒドの製造工程にあ っては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、 100、80、80とする。 (ウ) エピクロルヒドリン製 造工程にあっては、第3欄 の値は、それぞれ同欄の順 序に従い、140、130、130 とする。
116	メタン誘導品製造業	30	30	20	
117	発酵工業	120	110	110	
118	コールタール製品製造業	120	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、190とする。
120	プラスチック製造業	30	30	30	(ア) メチルメタクリレート 樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン 共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、70、50、50とする。 (イ) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
121	合成ゴム製造業	40	40	40	<ul> <li>(ア) 乳化重合法による合成 ゴム製造工程にあっては、 第3欄の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、70、70、 70とする。</li> <li>(イ) クロロプレンゴム製造 工程にあっては、第3欄の 値は、それぞれ同欄の順序 に従い、130、130、130と する。</li> </ul>

122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の 項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	50	(ア) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、150、150とする。 (イ) 有機農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨ ンの製造に係るもの	50	30	20	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテ ートの製造に係るもの	30	30	30	
125	合成繊維製造業	30	30	30	アクリル系繊維製造工程にあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ、60、40とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30	
127	石けん・合成洗剤製造業	20	10	10	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除 く。)	40	40	40	
129	塗料製造業	40	40	40	
130	印刷インキ製造業	40	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(3)の値は、70とする。
132	医薬品製剤製造業	30	30	30	
133	生物学的製剤製造業	30	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	60	50	
136	火薬類製造業	20	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
137	農薬製造業	30	30	20	
138	合成香料製造業	120	110	110	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造 業	30	30	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	20	20	20	
143	写真感光材料製造業	10	10	10	

144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	160	160	130	
146	化学工業(整理番号102の項から前項まで に掲げるものを除く。)	40	40	40	
147	石油精製業	20	20	20	潤滑油製造工程を有するもの にあっては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、 30、30、30とする。
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものに あっては、第3欄の値は、そ れぞれ同欄の順序に従い、40、 40、40とする。
149	コークス製造業	180	180	90	
150	石油コークス製造業	70	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄 工程に係るもの	60	40	40	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
154	なめしかわ製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業	50	50	50	
156	板ガラス製造業	10	10	10	
157	板ガラス加工業	10	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造 業	50	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	10	
165	生コンクリート製造業	10	10	10	
166	コンクリート製品製造業	10	10	10	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
168	黒鉛電極製造業	20	20	20	
169	砕石製造業	20	20	20	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	20	20	

172	うわ薬製造業	20	20	20	
173	高炉による製鉄業	10	10	10	コークス炉を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。
175	フェロアロイ製造業	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるもの を除く。)	10	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。) 又は電気炉(単独電気炉を含む。)による ものに限る。)	20	20	20	
179	熱間圧延業 (整理番号182の項及び同183の 項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の 項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20	
182	鋼管製造業	20	20	20	
183	伸鉄業	10	10	10	
184	磨棒鋼製造業	10	10	10	
185	引抜鋼管製造業	10	10	10	
186	伸線業	20	10	10	
187	ブリキ製造業	20	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20	
189	めっき鋼管製造業	20	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	10	
192	鍛鋼製造業	10	10	10	
193	鍛工品製造業	15	10	10	
194	鋳鋼製造業	10	10	10	
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の 項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
196	鋳鉄管製造業	10	10	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	10	10	10	
198	鉄粉製造業	10	10	10	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに 掲げるものを除く。)	15	10	10	
200	非鉄金属製造業	20	10	10	
201	電気めっき業	40	40	40	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除	20	10	10	電気めっき工程又は塗装工程

	2 1						アキュナル 笠り棚(の)カッド(の)
	⟨。)						にあっては、第3欄(2)及び(3) の値は、20とする。
203	一般機械器	具	製造業	20	10	10	電気めっき工程又は塗装工程 にあっては、第3欄(2)及び(3) の値は、それぞれ、20、15と する。
204	電子回路	製造	業	20	20	20	
205	項に掲げる	3 t	バイス・電子回路製造業(前 のを除く。)、電気機械器具製 通信機械器具製造業	15	10	10	電気めっき工程又は塗装工程にあっては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、 20、20、20とする。
206	輸送用機材	戒器	具製造業	20	10	10	電気めっき工程又は塗装工程 にあっては、第3欄(2)及び(3) の値は、20とする。
207	精密機械器	具	製造業	15	10	10	電気めっき工程又は塗装工程 にあっては、第3欄(2)及び(3) の値は、15とする。
208	ガス製造	Γ場		20	20	20	
209	下水道業	水道業 ア 活性汚泥法、標準散水ろ床法 その他これらと同程度に下 水を処理することができる 方法により下水を処理する もの(繊維工業の排水を主と して処理する公共下水道を 除く。)		20	20	20	
		イ		40	40	40	
210	空瓶卸売業	¥:	処理する公共下水道	30	20	20	
210	共同調理場	易(	学校給食法(昭和29年法律第 条に規定する施設をいう。)	30	30	30	
212			は弁当製造業	50	40	30	
213	飲食店			50	40	30	平成18年2月1日以後に設置 されるし尿浄化槽を使用する ものにあっては、第3欄(1)及 び(2)の値は、30とする。
214	宿泊業			50	40	30	平成18年2月1日以後に設置 されるし尿浄化槽を使用する

					1 0)-4 Mr 0 HB/1/T
					ものにあっては、第3欄(1)及 び(2)の値は、30とする。
215	リネンサプライ業	40	40	30	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	
218	写真業 (写真現像・焼付業を含む。)	60	60	60	
219	自動車整備業	20	20	20	
220	病院	30	30	30	平成18年2月1日以後に設置 されるし尿浄化槽を使用する ものにあっても、第3欄の値 は、それぞれ同欄の順序に従 い、30、30、30とする。
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年 政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員 が501人以上のものに限る。)	30	30	30	(ア) 平成18年1月31日以前 で成18年1月31日以前 で成18年1月31日以前 で定し、第2欄人員が5,000人第3 欄(1)の方によりのでででは、第3個人間のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	50	50	40	(ア) 昭和55年建設省告示第 1292号が適用される前の ものにあっては、第3欄(1) 及び(2)の値は、70とする。 (イ) 平成18年2月1日以後 に設置されるものにあっ ては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、 30、30、30とする。

223	し尿処理業(しく。)	尿浄化槽に係	るものを除	40	30	20	昭和62年6月30日以前に設置 されたものにあっては、第3 欄(2)の値は、40とする。
224	ごみ処理業			30	30	30	
225	廃油処理業			20	20	20	
226	産業廃棄物処理 く。)	業(前項に掲	げるものを除	20	20	20	
227	死亡獣畜取扱業			40	40	40	
228	と畜場			40	40	40	
229	中央卸売市場			20	20	20	
230	地方卸売市場			20	20	20	
231	試験研究機関( (昭和46年総理 第1条の2各号	府・通商産業	省令第2号)	20	20	20	
232	前各項に分類 されないもの	人員が20 の)、社員	槽(処理対象 0人以下のも 食堂のちゅう 生活に伴う施 もの	60	40	40	
		イその他		20	20	20	

水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準 (平成29年6月27日 愛知県告示第287号)

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法」という。)第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第2第2号ロに掲げる指定地域内の特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。)から排出される排出水の汚濁負荷量について、窒素含有量に係る総量規制基準を次のように定め、平成29年9月1日から施行し、平成24年愛知県告示第119号(水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準)は、平成29年8月31日限り廃止する。

ただし、この告示の施行の目前に設置されている指定地域内事業場(同目前に法第5条又は第7条の届出がされているものを含む。)に係る次の第1項に規定するCn並びに次の第2項に規定するCni及びCnoに係る業種その他の区分及びその区分ごとの値(同日以後に特定施設(指定地域特定施設を含む。以下同じ。)の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量に係るものを除く。)については、次の第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 1 法第4条の5第1項の規定による総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。
  - (1)  $Ln = Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$  この式において、Ln、Cn及びQnは、それぞれ次の値を表すものとする。
    - Ln 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
    - Cn 別表の第3欄(1)に掲げる窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)
    - Qn 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)
  - (2)ア 平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされているものを含む。)
    - イ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第147号。以下「平成24年改 正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場
- 2 法第4条の5第2項の規定に基づき、前項の総量規制基準に代えて適用する総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。
  - (1) Ln= (Cni・Qni+Cno・Qno) ×10<sup>-3</sup> この式において、Ln、Cni、Cno、Qni及びQnoは、それぞれ次の値を表すもの とする。
    - Ln 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
    - Cni 別表の第3欄(2)に掲げる窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)
    - Cno 前項の式において用いられるCnと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)
    - Qni 平成14年10月1日((2)イに掲げる指定地域内事業場にあっては、平成24年5月25日)以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(単位1日につき立方メートル)
    - Qno 特定排出水の量(Qniを除く。)(単位 1日につき立方メートル)
  - (2)ア 平成14年10月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされた指定地域内事業場(イ及び前項(2)イに掲げるものを除く。)

- イ 平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、 平成24年5月25日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
- 3 一の指定地域内事業場が二以上の業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る 第1項又は第2項の総量規制基準は、当該業種等ごとに第1項又は第2項に掲げる算式により算 定した値を合計した汚濁負荷量とする。

# 別表

整理番号	業種	その	)他の区分		1リッ つきミ	備考
				(1)	(2)	
2	畜産農業			120	70	総面積が50平方メートル以 上の豚房施設を有するもの にあっては、第3欄(1)の値 は、200とする。
3	天然ガス鉱業			60	60	
4	非金属鉱業			10	10	
5	部分肉・冷凍肉製 造業又は肉加工品 製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	35	25	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	50	25	
6	乳製品製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	25	15	
7	畜産食料品製造業 く。)	(前	2項に掲げるものを除	30	10	
8	水産缶詰・瓶詰製造	告業		20	10	
9	寒天製造業			20	10	
10	魚肉ハム・ソーセー	ージ	製造業	20	10	
11	水産練製品製造業 (前項に掲げるも のを除く。)	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	25	20	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	35	20	
12			日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	45	10	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	55	15	
13	冷凍水産食品製造 ア 日平均排水量400立方 業 メートル以上の工場に 限る。		45	30		
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	55	40	

14	水産食料品製造業 (整理番号8の項 から前項までに掲	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	45	30	
	げるものを除き、 魚介類塩干・塩蔵 品製造業を含む。)	イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	50	30	
15	野菜缶詰・果実缶 詰・農産保存食料 品製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	25	15	
16	野菜漬物製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	25	10	
17	味そ製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	25	20	
18	しょう油・食用ア ミノ酸製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	40	30	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	50	35	
19	うま味調味料製造業	<b>美</b>		20	10	
20	ソース製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	25	15	
21	食酢製造業			20	10	
22	砂糖精製業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	25	15	
23	ぶどう糖・水あめ	• 異	性化糖製造業	15	10	
24	小麦粉製造業			20	10	

25	パン製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	25	15	
26	生菓子製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	25	15	
27	ビスケット類・干菓子製造業				10	
28	米菓製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	15	10	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	20	15	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項 までに掲げるものを除く。)			20	10	
30	植物油脂製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	10	10	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	20	15	
31	動物油脂製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	25	15	
32	食用油脂加工業			15	10	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造 業			20	10	
34	穀類でんぷん製造業			20	15	
35	めん類製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	25	20	
37	豆腐・油揚製造業			30	20	
38	あん類製造業			20	15	
39	冷凍調理食品製造業			25	10	

40	そう (惣) 菜製造 業のうち煮豆の製 造に係るもの	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	20	15	
41	清涼飲料製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	20	15	
42	果実酒製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	15	10	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	20	15	
43	ビール製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	20	15	
44	清酒製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	15	10	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	20	15	
45	蒸留酒·混成酒製 造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	20	10	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	25	15	
46	インスタントコー	<u> </u>	製造業	20	10	
47	配合飼料製造業			15	10	
48	単体飼料製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	30	20	
49	有機質肥料製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に	20	15	

			限る。			
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	30	20	
50	たばこ製造業		水の。	20	10	
51	生糸製造業(副蚕ź	么結	:編業を今tp.)	20	10	
55			の項に掲げるもの及び	20	10	
55		製品 しょうしん かいしん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	に係るものを除く。以	20	10	
57	繊維工業で麻製繊二	工程	に係るもの	15	10	
58	機械染色整理工程(のり抜き、精練	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	15	10	
	漂白、シルケット 加工その他の染色 整理工程に付帯し て行われる加工処 理工程(以下「染 色整理工程付帯加 工処理工程」とい う。)を含む。)に 係るもの	イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	20	15	
59	繊維工業で織物機 械染色整理工程 (染色整理工程付	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	20	15	綿織物捺染工程にあって は、第3欄の値は、それぞ れ同欄の順序に従い、80、
	帯加工処理工程を 含む。)に係るもの (前項に掲げるも のを除く。)	イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	25	15	50とする。
60	102011 210 - 1102011 - 1		染色整理工程(染色整 程を含む。)に係るもの	20	10	
61	維・糸染色整理工程 (染色整理工程		日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	20	10	
	付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	20	15	
62			ース染色整理工程(染理工程を含む。)に係る	10	10	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程 (染色整理工程付 世加工加速工程が	ア	メートル以上の工場に限る。	20	10	
	帯加工処理工程を含む。)に係るもの	イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	20	15	

64	繊維工業で不織布勢		20	15	
65	繊維工業でフェルト	ト製造工程に係るもの	15	10	
66	繊維工業で上塗り した織物及び防水 した織物製造工程	ア 日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	20	10	
	に係るもの	イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	20	15	
67	繊維工業で繊維製作の	新生材料製造工程に係るも	20	10	
68	繊維工業(整理番号 げるものを除く。)	号55の項から前項までに掲	20	15	
69	一般製材業又は木材	オチップ製造業	20	10	
71	合板製造業(集成を ティクルボード製造	才製造業を含む。)又はパー 貴業	10	10	
75	木材薬品処理業		20	10	
76	パルプ製造業、洋組 溶解パルプ製造工程	氏製造業又は板紙製造業で 星に係るもの	10	10	
77		氏製造業又は板紙製造業で プ製造工程に係るもの	10	10	
78	グランドパルプ製造	氏製造業又は板紙製造業で 造工程、リファイナーグラ 呈又はサーモメカニカルパ るもの	10	10	
79	未さらしケミグラン	氏製造業又は板紙製造業でレドパルプ製造工程又は未レパルプ製造工程に係るものを除く。)	10	10	
80	さらしケミグラント の未さらしケミグラ む。) 又はさらしセ	氏製造業又は板紙製造業でドパルプ製造工程(前工程ランドパルプ製造工程を含まケミカルパルプ製造工程レセミケミカルパルプ製造工程したまケミカルパルプ製造るもの	10	10	
81		氏製造業又は板紙製造業で ペルプ製造工程に係るもの つを除く。)	10	10	
82	さらしクラフトパル	氏製造業又は板紙製造業で レプ製造工程(前工程の未 レプ製造工程を含む。)に係	10	10	
83		氏製造業又は板紙製造業で ペルプ製造工程に係るもの つを除く。)	15	10	
84		氏製造業又は板紙製造業で インキ又は漂白を行うパル	10	10	

	プ制は土土和 / 共一工	口小				
	/ <del>製</del> 道工程(削工権   るもの	至り)	離解工程を含む。)に係			
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で 木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ 製造工程に係るもの				10	
86	パルプ製造業、洋紅 グランドパルプ、	紙製リフ	造業又は板紙製造業で ァイナーグランドパル ルパルプを主原料とす	10	10	
	リファイナーグラン	ンド	程のグランドパルプ、 パルプ又はサーモメカ を有するものに限る。)			
87	パルプ製造業、洋統		造業又は板紙製造業で の(前項に掲げるもの	10	10	
88	パルプ製造業、洋線板紙製造工程に係る		造業又は板紙製造業で の	10	10	
89	機械すき和紙製造業	<u></u>		10	10	
90	手すき和紙製造業			10	10	
91	塗工紙製造業			10	10	
92	段ボール製造業			10	10	
93	重包装紙袋製造業			10	10	
94	セロファン製造業			20	10	
95	乾式法による繊維	反製	造業	20	10	
96	繊維板製造業(前項	頁に	掲げるものを除く。)	15	10	
97			業又は紙加工品製造業 前項までに掲げるもの	15	10	
100	印刷業(新聞その 他の出版物を印刷 するものを含む。)	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	25	15	新聞その他の出版物を印刷 するものにあっては、第3 欄の値は、それぞれ同欄の
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	25	25	順序に従い、20、10とする。
101	製版業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	20	15	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	20	20	
102	窒素質・りん酸質	巴料	製造業	15	10	<ul><li>(ア) アンモニア製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。</li><li>(イ) アンモニア誘導品製造工程にあっては、第3</li></ul>

103 104 105 106	複合肥料製造業 化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除 く。) ソーダ工業 電炉工業	15 10 10 15	10 10 10	欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200とする。 (ウ) 尿素製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、700、700とする。
107	無機顔料製造業	35	25	黄鉛顔料製造工程にあって は、第3欄の値は、それぞ れ同欄の順序に従い、50、 40とする。
108	無機化学工業製品製造業(前3項に掲げるものを除く。)	35	35	(ア) 造るに、 (ヤ) というでは、 (ア) には、 (ア)

				3 欄の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、50、40 とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物 製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料 として使用するものにあっ ても、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、15、 10とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製 造工程に係るもの	15	10	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工 程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料 又は乳化助剤として使用す るものにあっては、第3欄 の値は、それぞれ同欄の順 序に従い、50、15とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。) に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっても、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。
114	石油化学系基礎製品製造業 (整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10	
115	脂肪族系中間物製造業	20	15	(ア) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、20とする。 (イ) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、300、300とする。
116	メタン誘導品製造業	15	10	
117	発酵工業	20	20	
118	コールタール製品製造業	330	170	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	20	15	窒素又はその化合物を原料 として使用するものにあっ ては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、60、 35とする。
120	プラスチック製造業	20	15	窒素又はその化合物を原料

				T
				又は乳化助剤として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、35とする。
121	合成ゴム製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料 又は乳化助剤として使用す るものにあっては、第3欄 の値は、それぞれ同欄の順 序に従い、40、20とする。
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	(ア) 窒素又はその化合物 を原料としては、第間間といっては、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨン の製造に係るもの	10	10	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテー トの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料 として使用するものにあっ ては、第3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、60、 45とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	10	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	20	15	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除 く。)	20	15	
129	塗料製造業	20	15	
130	印刷インキ製造業	15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	20	10	医薬品原薬製造工程(窒素 又はその化合物を原料とし て使用するものに限る。)に あっては、第3欄の値は、

				それぞれ同欄の順序に従
				い、25、20とする。
132	医薬品製剤製造業	20	10	, , ==, == = , = ,
133	生物学的製剤製造業	10	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10	
135	動物用医薬品製造業	20	15	
136	火薬類製造業	20	15	
137	農薬製造業	20	15	
138	合成香料製造業	15	10	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	15	10	
142	ゼラチン・接着剤 ア 日平均排水量400立方	15	10	にかわ製造業にあっては、
	製造業 (にかわ製 メートル以上の工場に 造業を含む。) 限る。			第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10と
	イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	20	15	する。
143	写真感光材料製造業	15	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	10	10	
145	イオン交換樹脂製造業	15	10	
146	化学工業(整理番 ア 日平均排水量400立方	15	10	
	号102の項から前 項までに掲げるも 限る。			
	のを除く。)  イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	20	10	
147	石油精製業	20	15	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10	
149	コークス製造業	500	320	
150	石油コークス製造業	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程 に係るもの	10	10	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	15	
154	なめしかわ製造業	20	10	
155	毛皮製造業	10	10	
156	板ガラス製造業	15	10	
157	板ガラス加工業	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	15	10	

	13	T		I
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	15	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10	
164	ガラス・同製品製造業 (整理番号156の項から 前項までに掲げるものを除く。)	10	10	
165	生コンクリート製造業	10	10	
166	コンクリート製品製造業	15	10	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	15	
168	黒鉛電極製造業	10	10	
169	砕石製造業	10	10	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	10	
172	うわ薬製造業	15	10	
173	高炉による製鉄業	20	10	<ul> <li>(ア) 製鋼圧延を行わない 高炉による製鉄業にあっては、第3欄(1)の値は、10とする。</li> <li>(イ) コークス製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、600、400とする。</li> <li>(ウ) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。</li> </ul>
175	フェロアロイ製造業	15	10	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを 除く。)	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。) 又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあっては、第 3欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、55、40とす る。
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項 に掲げるものを除く。)	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあっては、第 3欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、55、40とす る。
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項 に掲げるものを除く。)	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあっては、第 3欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、55、40とす る。
181	冷間ロール成型形鋼製造業	10	10	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあっては、第

182   鋼管製造業   15   10   ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。   10   10   ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。   10   10   ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、40とする。   15   16   ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、40とする。   15   16   ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。   186   仲線業   20   15   ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。   187   ブリキ製造業   10   10   10   10   10   10   10   1		Ţ			- 188 - 11: 2 - 22 2 - 22 2 - 188
182					3 欄の値は、それぞれ同欄   の順序に従い、55、40とす
おおおいにあっては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。					る。
183     仲鉄業     10     10     ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。       184     磨棒鋼製造業     10     10     ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、40とする。       185     引抜鋼管製造業     15     10     ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。       186     仲線業     20     15     ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。       187     ブリキ製造業     10     10       188     亜鉛鉄板製造業     10     10       189     めっき鋼管製造業     15     10       190     あっき鉄鋼線製造業     15     10       191     表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)     10     ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。       192     鍛鋼製造業     15     10       193     鍛工品製造業     16     10       194     鋳鋼製造業     15     10       195     銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に提供するものを除く。)     15     10	182	鋼管製造業	15	10	有するものにあっては、第 3欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、55、40とす
おおおいにあっては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。					る。
185   引抜鋼管製造業   15   10   ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、40とする。   186   仲線業   20   15   ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。   187   ブリキ製造業   10   10   10   10   10   10   10   1	183	伸鉄業	10	10	有するものにあっては、第 3欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、55、40とす
おおおいにあっては、第 3 欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。	184	磨棒鋼製造業	10	10	有するものにあっては、第 3欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、45、40とす
相対	185	引抜鋼管製造業	15	10	有するものにあっては、第 3欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、55、40とす
187     ブリキ製造業     10     10       188     亜鉛鉄板製造業     10     10       189     めっき鋼管製造業     20     15       190     めっき鉄鋼線製造業     15     10       191     表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)     10     10     ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。       192     鍛鋼製造業     10     10       193     鍛工品製造業     15     10       194     鋳鋼製造業     20     15       195     銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)     15     10	186	伸線業	20	15	有するものにあっては、第 3欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、55、40とす
188亜鉛鉄板製造業1010189めっき鋼管製造業2015190めっき鉄鋼線製造業1510191表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)1010ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。192鍛鋼製造業1010193鍛工品製造業1510194鋳鋼製造業2015195銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)1510	187	ブリキ製造業	10	10	-
189 めっき鋼管製造業2015190 めっき鉄鋼線製造業1510191 表面処理鋼材製造業 (整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)1010ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。192 鍛鋼製造業1010193 鍛工品製造業1510194 鋳鋼製造業2015195 銑鉄鋳物製造業 (次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)1510	188				
表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前 項までに掲げるものを除く。)	189		20	15	
項までに掲げるものを除く。)有するものにあっては、第 3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。192 鍛鋼製造業1010193 鍛工品製造業1510194 鋳鋼製造業2015195 銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に 掲げるものを除く。)1510	190	めっき鉄鋼線製造業	15	10	
193     鍛工品製造業     15     10       194     鋳鋼製造業     20     15       195     銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に 掲げるものを除く。)     15     10	191		10	10	有するものにあっては、第 3欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、55、40とす
194     鋳鋼製造業     20     15       195     銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に 掲げるものを除く。)     15     10	192	鍛鋼製造業	10	10	
195	193	鍛工品製造業	15	10	
掲げるものを除く。)	194	鋳鋼製造業	20	15	
196   鋳鉄管製造業	195		15	10	
	196	鋳鉄管製造業	10	10	
197 可鍛鋳鉄製造業 10 10	197	可鍛鋳鉄製造業	10	10	
198 鉄粉製造業 10 10	198	<b>**</b>	10	10	
199   鉄鋼業 (整理番号173の項から前項までに掲げ   20   15   ステンレス硝酸酸洗工程を	199	鉄鋼業 (整理番号173の項から前項までに掲げ	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を

						I
	るものを除く。)					有するものにあっては、第 3欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、55、40とす る。
200	非鉄金属製造業			15	10	
201	電気めっき業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	20	15	窒素又はその化合物による 表面処理施設を設置するも のにあっては、第3欄の値
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	40	25	は、それぞれ同欄の順序に 従い、60、50とする。
202	金属製品製造業 (前項に掲げるも のを除く。)	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	20	10	(ア) 溶融めっき工程(窒素 又はその化合物による 表面処理施設を設置す
		7	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	40	25	るものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、45、35とする。 (イ) アルマイト加工工程 (窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
203	一般機械器具製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	20	15	ステンレス硝酸酸洗工程を 有するものにあっては、第 3欄の値は、それぞれ同欄
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	35	15	の順序に従い、40、20とす る。
204	電子回路製造業			15	10	
205	電子部品・デバイ ス・電子回路製造 業(前項に掲げる	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	15	10	(ア) 民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄(1)の値は、30とする。 (イ) 半導体素子製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、15とする。
	ものを除く。)、電 気機械器具製造業 又は情報通信機械 器具製造業	イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	30	10	
206	輸送用機械器具製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	15	10	自動車・同付属品製造工程 (窒素又はその化合物による表面処理施設を設置する
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に	30	15	ものに限る。) にあっては、 第3欄の値は、それぞれ同

			限る。			欄の順序に従い、30、20と する。
207	精密機械器具製造	業		15	10	時計・同部分品製造工程(時 計側を除く。)にあっては、 第3欄(1)の値は、30とする。
208	ガス製造工場	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	10	10	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	15	10	
209	下水道業	ア	日平均排水量30,000立 方メートル以上のもの に限る。	20	15	(ア) 標準活性汚泥法その 他これと同程度に下水 中の窒素を除去できる
		7	日平均排水量30,000立 方メートル未満のもの に限る。	25	20	方法より高度に下水の高度に下水の電子を開展できるで、 高度というでのでは、 一般でで、 一般で、 一般
210	空瓶卸売業			20	10	
211	共同調理場(学校 号)第6条に規定		法(昭和29年法律第160 施設をいう。)	25	15	
212	弁当仕出屋又は弁	当製	造業	25	10	
213	飲食店			25	10	
214	宿泊業			25	15	
215	リネンサプライ業			20	15	
216	洗濯業(前項に掲	げる	ものを除く。)	20	15	
218	写真業(写真現像	• 焼	付業を含む。)	20	15	
219	自動車整備業			25	20	
220	病院			25	20	
221	令第338号) 第32条	法施行令(昭和25年政 1 項の表に規定する算定 理対象人員が501人以	40	30	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法に	

222	1 尿海化槽 (建筑)	基準法施行令第32条第1項	40	30	よりし尿を処理するものに あっては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従 い、20、10とする。 第2欄に規定する表又は建
222	の表に規定する算法	定方法により算定した処理 (上500人以下のものに限		00	築基準法施行令第32条第3 項第2号に規定する技術上 の基準を満たす構造のし尿 浄化槽より高度にし尿を処 理することができる方法に よりし尿を処理するものに あっては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従 い、20、10とする。
223	し尿処理業(し尿)	争化槽に係るものを除く。)	40	30	嫌気性消化法、好気性消化 法、湿式酸化法又は活性汚 泥法に凝集処理法を加えた 方法より高度にし尿を処理 することができる方法によ りし尿を処理するものにあ っては、第3欄の値は、そ れぞれ同欄の順序に従い、 30、15とする。
224	ごみ処理業		25	20	
225	廃油処理業		20	15	
226	産業廃棄物処理業 (前項に掲げるも のを除く。)	ア 日平均排水量400立方 メートル以上のものに 限る。	40	30	
		イ 日平均排水量400立方 メートル未満のものに 限る。	45	35	
227	死亡獣畜取扱業		25	20	
228	と畜場	ア 日平均排水量400立方 メートル以上のものに 限る。	25	15	
		イ 日平均排水量400立方 メートル未満のものに 限る。	30	20	
229	中央卸売市場		20	15	
230	地方卸売市場		25	15	
231	和46年総理府・通行の2各号に掲げる	T 1	25	15	
232	前各項に分類され ないもの	ア し尿浄化槽 (処理対象 人員が200人以下のも の)、社員食堂のちゅう 房施設等生活に伴う施		30	

		設に係るもの			
	イ	その他	20	15	

水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準 (平成29年6月27日 愛知県告示第288号)

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法」という。)第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第2第2号ロに掲げる指定地域内の特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。)から排出される排出水の汚濁負荷量について、りん含有量に係る総量規制基準を次のように定め、平成29年9月1日から施行し、平成24年愛知県告示第120号(水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準)は、平成29年8月31日限り廃止する。

ただし、この告示の施行の日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に法第5条又は第7条の届出がされているものを含む。)に係る次の第1項に規定するCp並びに次の第2項に規定するCpi及びCpoに係る業種その他の区分及びその区分ごとの値(同日以後に特定施設(指定地域特定施設を含む。以下同じ。)の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量に係るものを除く。)については、次の第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 1 法第4条の5第1項の規定による総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。
  - (1)  $Lp = Cp \cdot Qp \times 10^{-3}$  この式において、 $Lp \cdot Cp$ 及びQpは、それぞれ次の値を表すものとする。
    - Lp 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
    - Cp 別表の第3欄(1)に掲げるりん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)
    - Qp 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)
  - (2)ア 平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされているものを含む。)
    - イ 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第147号。以下「平成24年改 正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場
- 2 法第4条の5第2項の規定に基づき、前項の総量規制基準に代えて適用する総量規制基準は、(1)に掲げる算式により算定した汚濁負荷量とし、(2)に掲げる指定地域内事業場に適用する。
  - (1) Lp=(Cpi・Qpi+Cpo・Qpo)×10<sup>-3</sup> この式において、Lp、Cpi、Cpo、Qpi及びQpoは、それぞれ次の値を表すもの とする。
    - Lp 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
    - Cpi 別表の第3欄(2)に掲げるりん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)
    - Cpo 前項の式において用いられるCpと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)
    - Qpi 平成14年10月1日((2)イに掲げる指定地域内事業場にあっては、平成24年5月25日)以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(単位1日につき立方メートル)
    - Qpo 特定排出水の量(Qpiを除く。)(単位 1日につき立方メートル)
  - (2)ア 平成14年10月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされた指定地域内事業場(イ及び前項(2)イに掲げるものを除く。)

- イ 平成24年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、 平成24年5月25日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされたもの
- 3 一の指定地域内事業場が二以上の業種等に属する場合における当該指定地域内事業場に係る 第1項又は第2項の総量規制基準は、当該業種等ごとに第1項又は第2項に掲げる算式により算 定した値を合計した汚濁負荷量とする。

# 別表

整理番号	業種	他の区分	りん含有量 (単位 1 リッ トルにつきミ リグラム)		備考	
				(1)	(2)	
2	畜産農業			36	9	総面積が50平方メートル以 上の豚房施設を有するもの にあっても、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に従い、 36、9とする。
3	天然ガス鉱業			1	1	
4	非金属鉱業			1	1	
5	部分肉・冷凍肉製 造業又は肉加工 品製造業	7	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 艮る。	4	3	
		7	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 艮る。	8	4	
6	乳製品製造業	7	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 艮る。	5	3. 5	
		7	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 艮る。	6	3. 5	
7	畜産食料品製造業 く。)	(前2	2項に掲げるものを除	8	4	
8	水産缶詰·瓶詰製	造業		3	1	
9	寒天製造業			3	1. 5	
10	魚肉ハム・ソーセ	ージ	製造業	3	1.5	
11	水産練製品製造 業(前項に掲げる ものを除く。)	>	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 艮る。	4	3	
		7	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 艮る。	4	3. 5	
12	冷凍水産物製造 業	7	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 艮る。	6	4.5	
		7	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 艮る。	8	5. 5	
13	冷凍水産食品製 造業	7	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 艮る。	6	4. 5	
			日平均排水量400立方 メートル未満の工場に	8	6	

			限る。			
14	水産食料品製造 業(整理番号8の 項から前項まで	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	6	4	
	に掲げるものを 除き、魚介類塩 干・塩蔵品製造業 を含む。)	イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	8	4	
15	野菜缶詰·果実缶 詰·農産保存食料 品製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	4. 5	3	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	6	3	
16	野菜漬物製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	2. 5	2	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	6	3	
17	味そ製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	4	3	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	7. 5	4. 5	
18	しょう油・食用ア	3	ノ酸製造業	6	3	
19	うま味調味料製造	業		1.5	1	
20	ソース製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	4	2. 5	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	6	2. 5	
21	食酢製造業			3	1.5	
22	砂糖精製業			3. 5	2	
23	ぶどう糖・水あめ	• =	異性化糖製造業	4	3	
24	小麦粉製造業	ı		3	1. 5	
25	パン製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	3	1.5	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	4. 5	2. 5	
26	生菓子製造業			6	4	
27	ビスケット類・干	菓-	子製造業	3	1	

28	米菓製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	3	2	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	4	2. 5	
29	パン・菓子製造業 (整理番号25の 項から前項まで	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	4	2	
	に掲げるものを 除く。)	イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	5	2. 5	
30	植物油脂製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	4	1.5	米糠を原料として使用する ものにあっては、第3欄の値 は、それぞれ同欄の順序に従
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	5	2	い、4、1とする。
31	動物油脂製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	2	2	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	6	4.5	
32	食用油脂加工業			2.5	1	
33	ふくらし粉・イー 業	ス	ト・その他の酵母剤製造	2	1	
34	穀類でんぷん製造			4	3	
35	めん類製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	4	2	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	6	2.5	
37	豆腐・油揚製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	4	4	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	6	4. 5	
38	あん類製造業			5	4	
39	冷凍調理食品製造	業		6	4	
40	そう (惣) 菜製造 業のうち煮豆の 製造に係るもの	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	4	3	
		イ	日平均排水量400立方	7	4. 5	

П		l	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1		T
			メートル未満の工場に			
4.4	\+\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\-\	_	限る。			
41	清涼飲料製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に	4	1. 5	
			限る。			
		イ		4	2	
		- 1	メートル未満の工場に	-1	2	
			限る。			
42	果実酒製造業			1.5	1.5	
43	ビール製造業			4	2.5	
44	清酒製造業			4	1.5	
45	蒸留酒・混成酒製	造	Ř	4	1.5	
46	インスタントコー	-ヒ-	一製造業	2. 5	1	
47	配合飼料製造業			2	1	
48	単体飼料製造業	ア	日平均排水量400立方	3. 5	1.5	
			メートル以上の工場に			
			限る。			
		イ	日平均排水量400立方	3. 5	2	
			メートル未満の工場に			
40	大松 所 叩以 集17年	マ	限る。	0	1	
49	有機質肥料製造   業	7	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に	2	1	
	术		限る。			
		イ	日平均排水量400立方	2. 5	1. 5	
		,	メートル未満の工場に			
			限る。			
50	たばこ製造業			2	1	
51	生糸製造業(副蚕	糸料	青練業を含む。)	2	1	
55	繊維工業(整理番	号5	1の項に掲げるもの及び	2	1	
			品に係るものを除く。以			
	下同じ。)で整毛			_		
57	繊維工業で麻製繊	1		2	1	
58	繊維工業で毛織	ア	日平均排水量400立方	1	1	
	物機械染色整理工程(のり抜き、		メートル以上の工場に 限る。			
	壮性(のり扱さ、  精練漂白、シルケ	イ		2	1	
	ット加工その他	1	日平均排水重400五万 メートル未満の工場に	∠	1	
	の染色整理工程		限る。			
	に付帯して行わ					
	れる加工処理工					
	程(以下「染色整理工程付帯加工					
	処理工程」とい					
	う。)を含む。)に					
	係るもの					
59	繊維工業で織物	ア	日平均排水量400立方	5	2	

	機械染色整理工 メートル以上の工場に			
	程(染色整理工程  限る。			
			2	
	付帯加工処埋工   イ   日平均排水量400立方    程を含む。)に係   メートル未満の工場に	5. 5	2	
	るもの(前項に掲し限る。			
	げるものを除			
	<.)			
60	`	2	1	
	理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るも	2	1	
	の			
61	繊維工業で綿状 ア 日平均排水量400立方	4	1.5	
01	繊維・糸染色整理  メートル以上の工場に	4	1. 5	
	工程(染色整理工  限る。			
	70 / I ##-ba == / ta ==			
		5	2	
	「			
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染	1.5	1	
	色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係			
	るもの			
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程 (染色整理	2	2	
	工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	1. 5	1. 5	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	1	1	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物制体工程に係るする	1	1	
	物製造工程に係るもの			
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係る	2	1	
	もの			
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲	3. 5	1.5	
	げるものを除く。)			
69	一般製材業又は木材チップ製造業	2	1	
71	合板製造業(集成 ア 日平均排水量400立方	1	1	
'1	材製造業を含メートル以上の工場に	1	1	
	む。)又はパーテー限る。			
	イクルボード製	1. 5	1	
	造業 メートル未満の工場に	1. 5	1	
	限る。			
7.		2	1	
75 <b>7</b> 5	木材薬品処理業		1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	1	1	
	溶解パルプ製造工程に係るもの			
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	1	1	
	サルファイトパルプ製造工程に係るもの			
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	1	1	
	グランドパルプ製造工程、リファイナーグラ			
	ンドパルプ製造工程又はサーモメカニカル			
	パルプ製造工程に係るもの			
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	1	1	
L				<u>,                                    </u>

	L ( ) > > > > > O . Offulli off			
	未さらしケミグランドパルプ製造工程又は			
	未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係 るもの(次項に掲げるものを除く。)			
0.0	(,, ,, ,, , , , , , , , , , , , , ,	-	-	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で さらしケミグランドパルプ製造工程(前工程	2	1	
	の未さらしケミグランドパルプ製造工程(削工程)			
	含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造			
	工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ			
	製造工程を含む。)に係るもの			
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	1	1	
	未さらしクラフトパルプ製造工程に係るも			
	の(次項に掲げるものを除く。)			
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	1	1	
	さらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未			
	さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に			
0.0	係るもの	, -		
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	1. 5	1	
	古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)			
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	1. 5	1	
04	古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパ	1. 5	1	
	ルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)			
	に係るもの			
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	1	1	
	木材又は古紙以外のものを原料とするパル			
	プ製造工程に係るもの			
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	1	1	
	グランドパルプ、リファイナーグランドパル			
	プ又はサーモメカニカルパルプを主原料と する洋紙製造工程(前工程のグランドパル			
	プ、リファイナーグランドパルプ又はサーモ			
	メカニカルパルプ製造工程を有するものに			
	限る。)に係るもの			
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	1. 5	1	
	洋紙製造工程に係るもの (前項に掲げるもの			
	を除く。)			
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	1.5	1	
	板紙製造工程に係るもの			
89	機械すき和紙製造業	1	1	
90	手すき和紙製造業	1	1	
91	塗工紙製造業	1	1	
92	段ボール製造業	1	1	
93	重包装紙袋製造業	1	1	
94	セロファン製造業	1	1	
95	乾式法による繊維板製造業	1	1	
	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)			

97   パルプ製造業、紙   ア				
		1	1	
製造業又は紙加	メートル以上の工場に			
工品製造業(整理	限る。			
番号76の項から イ	7. 1 4.7174	1.5	1	
前項までに掲げ	メートル未満の工場に			
るものを除く。)	限る。			
100   印刷業(新聞その   ア	1. 1 201/2/3 2 2 2 2 2 2 2 2	2	1	新聞その他の出版物を印刷
他の出版物を印	メートル以上の工場に			するものにあっては、第3欄
刷するものを含	限る。			(2)の値は、1とする。
む。) イ	日平均排水量400立方	2	2	
	メートル未満の工場に			
	限る。			
101   製版業   ア	日平均排水量400立方	2	1.5	
	メートル以上の工場に			
	限る。			
	日平均排水量400立方	2	2	
	メートル未満の工場に			
	限る。			
102 窒素質・りん酸質肥料	斗製造業	2	1.5	
103 複合肥料製造業		2	1.5	
	2項に掲げるものを除	1	1	
⟨∘⟩				
105 ソーダ工業		1.5	1	
106 電炉工業		2	1	
107 無機顔料製造業		1.5	1.5	
108 無機化学工業製品製造	<b>造業(前3項に掲げるも</b>	2	1. 5	りん及びりん化合物製造工
のを除く。)				程にあっては、第3欄の値
				は、それぞれ同欄の順序に従
				い、8、6とする。
109 石油化学系基礎製品	製造業で脂肪族系中間	1.5	1	りん又はその化合物を原料、
物製造工程に係るもの	カ			触媒又は中和剤として使用
				するものにあっては、第3欄
				の値は、それぞれ同欄の順序
				に従い、6.5、4とする。
	製造業で環式中間物・合	1	1	りん又はその化合物を原料、
成染料・有機顔料製法	<b>造工程に係るもの</b>			触媒又は中和剤として使用
				するものにあっては、第3欄
				(1)の値は、2.5とする。
111 石油化学系基礎製品製	製造業でプラスチック	1.5	1	
製造工程に係るもの				
	製造業で合成ゴム製造	1	1	
工程に係るもの				
	製造業で有機化学工業	1	1	りん又はその化合物を原料、
	<b>埃系中間物製造工程、環</b>			触媒又は中和剤として使用
	・有機顔料製造工程、プ			するものにあっては、第3欄
<ul><li>1ラスチック制告工程]</li></ul>	及び合成ゴム製造工程			1(1)の値は、2.5とする。

	を除く。)に係るる	もの	,			
114	石油化学系基礎製 項から前項までに		製造業(整理番号109の げるものを除く。)	1	1	
115	脂肪族系中間物製	造	K K	1.5	1	りん又はその化合物を原料、 触媒又は中和剤として使用 するものにあっては、第3欄 の値は、それぞれ同欄の順序 に従い、8、4とする。
116	メタン誘導品製造	業		2	1	
117	発酵工業			2	1.5	
118	コールタール製品	製ì	<b>造業</b>	2	1	
119	環式中間物・合成	染粉	斗·有機顏料製造業	2	1. 5	りん又はその化合物を原料、 触媒又は中和剤として使用 するものにあっては、第3欄 の値は、それぞれ同欄の順序 に従い、6.5、5とする。
120	プラスチック製造	業		2	1.5	
121	合成ゴム製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	1. 5	1	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	2	1.5	
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	2	1.5	有機りん系農薬原体製造工程にあっては、第3欄(2)の値は、1とする。
	項までに掲げる ものを除く。)	イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	2	2	
123	レーヨン・アセテ の製造に係るもの		、製造業のうちレーヨン	2	1	
124	レーヨン・アセテ トの製造に係るも		、製造業のうちアセテー	2	1	
125	合成繊維製造業			2	1.5	
126	脂肪酸・硬化油・	グ	リセリン製造業 ニーニー	2	1	
127	石けん・合成洗剤 製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	2	1	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	2	1.5	
128	界面活性剤製造 業(前項に掲げる ものを除く。)	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	1. 5	1	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に	2	1.5	

			限る。			
129	塗料製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	1.5	1	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	2	1. 5	
130	印刷インキ製造業			2	1	
131	医薬品原薬・製剤	製立	告業	2	1	医薬品原薬製造工程(りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4、2.5とする。
132	医薬品製剤製造業			2	1	
133	生物学的製剤製造	業		1	1	
134	生薬・漢方製剤製	造	<b></b>	2	1	
135	動物用医薬品製造	業		2	1.5	
136	火薬類製造業			1.5	1	
137	農薬製造業			2	1.5	
138	合成香料製造業			2	1	
139	香料製造業(前項	にす	掲げるものを除く。)	2	1	
140	化粧品・歯磨・そ	の化	也の化粧用調整品製造業	2	1	
142	ゼラチン・接着剤む。)	製造	造業(にかわ製造業を含	2	1	
143	写真感光材料製造	業		2	1.5	
144	天然樹脂製品・木	材化	化学製品製造業	1.5	1	
145	イオン交換樹脂製	造	<b></b>	1	1	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げる	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	1.5	1	
	ものを除く。)	イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	2	1	
147	石油精製業			1. 5	1	
148		項(	こ掲げるものを除く。)	1.5	1	
149	コークス製造業				1	
150	石油コークス製造	.,,.		2 1. 5	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業				1	
152	程に係るもの		テックス成型型洗浄工	1	1	
153	ゴム製品製造業 ( く。)	(前:	2項に掲げるものを除	2	1.5	
154	なめしかわ製造業			2	1	

155	毛皮製造業			2	1	
156	板ガラス製造業			2	1. 5	
157	板ガラス加工業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	1	1	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	1.5	1	
158	ガラス製加工素材	製ì	告業	2	1	
159	ガラス容器製造業	:		1	1	
160	理化学用・医療用	ガ	ラス器具製造業	1	1	
161	卓上用・ちゅう房	用	ガラス器具製造業	1	1	
162	ガラス繊維(長繊	維	こ限る。)・同製品製造業	1	1	
163	ガラス繊維・同製 のを除く。)	品集	製造業(前項に掲げるも	1	1	
164	ガラス・同製品製 ら前項までに掲げ		業(整理番号156の項か ものを除く。)	1	1	
165	生コンクリート製	造	<b>*</b>	1	1	
166	コンクリート製 品製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	1.5	1	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	2	1. 5	
167	セメント製品製 造業(前2項に掲 げるものを除	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	1.5	1	
	( , )	イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	2	1. 5	
168	黒鉛電極製造業	ı		1	1	
169	砕石製造業			1	1	
170	鉱物·土石粉砕等	処理	理業	2	1.5	
172	うわ薬製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	1	1	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	2	1	
173	7,77				1	
175	フェロアロイ製造	.,,.		1	1	
176	高炉によらない製 除く。)	(鉄)	業(前項に掲げるものを	1	1	
178			宏炉(単独転炉を含む。) 気炉を含む。)によるも	1	1	

	のに限る。)					
179	熱間圧延業(整理		号182の項及び同183の項 )	1	1	
180		番号	計182の項及び同183の項	1	1	
	に掲げるものを除					
181	冷間ロール成型形	鋼	製造業	1	1	
182	鋼管製造業			1.5	1	
183	伸鉄業			1	1	
184	磨棒鋼製造業			1	1	
185	引抜鋼管製造業			1.5	1	
186	伸線業			1	1	
187	ブリキ製造業			2	1	
188	亜鉛鉄板製造業			1	1	
189	めっき鋼管製造業	É		1	1	
190	めっき鉄鋼線製造	業		1	1	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から 前項までに掲げるものを除く。)				1	
192	鍛鋼製造業				1	
193	鍛工品製造業			2	1	
194	鋳鋼製造業			1.5	1	
195	銑鉄鋳物製造業 に掲げるものを除		頁及び整理番号197の項 )	1	1	
196	鋳鉄管製造業			1	1	
197	可鍛鋳鉄製造業			1.5	1	
198	鉄粉製造業			1	1	
199	鉄鋼業(整理番号 げるものを除く。)		の項から前項までに掲	1	1	
200	非鉄金属製造業				1	表面処理工程(りん又はその 化合物によるものに限る。) にあっては、第3欄(1)の値 は、1とする。
201	1 電気めっき業		日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	2	1.5	りん又はその化合物による 表面処理施設を設置するも のにあっては、第3欄の値
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	5	3	は、それぞれ同欄の順序に従い、5.5、3.5とする。
202	202 金属製品製造業 (前項に掲げる ものを除く。)		日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	2	1.5	(ア) 溶融めっき工程(りん 又はその化合物による表 面処理施設を設置するも
			イ 日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。		2.5	のに限る。) にあっては 第3欄の値は、それぞれ 同欄の順序に従い、5.5 3とする。 (イ) アルマイト加工工程

	1	ı	1			T
						(りん又はその化合物に よる表面処理施設を設置 するものに限る。)にあっ ては、第3欄の値は、そ れぞれ同欄の順序に従 い、8、2.5とする。
203	一般機械器具製 造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	1. 5	1	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	3	2	
204	電子回路製造業			2	1	
205		<b>&lt;</b> < ∘	·電子回路製造業(前項)、電気機械器具製造業 具製造業	2	1	民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄(1)の値は、3とする。
206	輸送用機械器具製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	2	1	自動車・同付属品製造工程 (りん又はその化合物によ る表面処理施設を設置する
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	3	1	ものに限る。) にあっては、 第3欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、3.5、2とす る。
207	精密機械器具製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	1.5	1	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	2. 5	1.5	
208	ガス製造工場	ア	日平均排水量400立方 メートル以上の工場に 限る。	2	1.5	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満の工場に 限る。	3	3	
209	下水道業		日平均排水量30,000立 方メートル以上のもの に限る。	1. 5	1.5	(ア) 標準活性汚泥法その他 これと同程度に下水中の りんを除去できる方法よ り高度に下水中のりんを
		1	日平均排水量30,000立 方メートル未満のもの に限る。	2	1.5	り高度に下水中のりんを 除去できる方法により下 水を処理するもの(高濃 度のりんを含有する汚水 を多量に受け入れて処理 するものを除く。)にあっ ては、第3欄の値は、そ

						れぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。 (イ) 高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの(標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。)にあっては、第3欄(1)の値は、2とする。
210	空瓶卸売業	1		4	2	
211	共同調理場(学校 給食法(昭和29 年法律第160号)	ア	メートル以上のものに限る。	4	2	
	第6条に規定する施設をいう。)		日平均排水量400立方 メートル未満のものに 限る。	5	2. 5	
212	弁当仕出屋又は 弁当製造業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上のものに 限る。	5	4	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満のものに 限る。	6. 5	4. 5	
213	飲食店	ア	日平均排水量400立方 メートル以上のものに 限る。	5	3. 5	
		イ	メートル未満のものに 限る。	5. 5	4	
214	宿泊業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上のものに 限る。	4	3	
			日平均排水量400立方 メートル未満のものに 限る。	5	4	
215	リネンサプライ 業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上のものに 限る。	3.5	3. 5	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満のものに 限る。	6	4. 5	
216	洗濯業(前項に掲 げるものを除 く。)	ア	日平均排水量400立方 メートル以上のものに 限る。	3	2. 5	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満のものに	5	3	

			限る。			
218	写真業(写真現像	· /	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	4	2	
219	自動車整備業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上のものに 限る。	4	2	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満のものに 限る。	4	3	
220	病院	ア	日平均排水量400立方 メートル以上のものに 限る。	4	3	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満のものに 限る。	5	4	
221	令第338号)第32	条第した	準法施行令(昭和25年政 51項の表に規定する算 た処理対象人員が501人	4	3	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿 浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。
222	し尿浄化槽 (建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)				3	第2欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3 項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿を満たす構造の上標を調査を構造のし尿を処理することができるものによりし尿を処理するもは、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。
223	し尿処理業(し尿 ア 浄化槽に係るも のを除く。)		日平均排水量400立方 メートル以上のものに 限る。	2	1.5	嫌気性消化法、好気性消化 法、湿式酸化法又は活性汚泥 法に凝集処理法を加えた方
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満のものに 限る。	3	1.5	法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、2、1とする。
224	ごみ処理業	ア	日平均排水量400立方 メートル以上のものに 限る。	1	1	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満のものに	2. 5	1.5	

			限る。			
	and the second side		呼る。			
225	廃油処理業			1. 5	1	
226	産業廃棄物処理 業(前項に掲げる ものを除く。)	ア	日平均排水量400立方 メートル以上のものに 限る。	2	1	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満のものに 限る。	2. 5	1.5	
227	死亡獣畜取扱業	•		4	3	
228	と畜場	ア	日平均排水量400立方 メートル以上のものに 限る。	4	2	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満のものに 限る。	8	2	
229	中央卸売市場			4	2	
230	地方卸売市場	ア	日平均排水量400立方 メートル以上のものに 限る。	4	1.5	
		イ	日平均排水量400立方 メートル未満のものに 限る。	57	1.5	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和46	ア	日平均排水量400立方 メートル以上のものに 限る。	3. 5	3	
	年総理府・通商産 業省令第2号)第 1条の2各号に 掲げるものをい う。)	イ	日平均排水量400立方 メートル未満のものに 限る。	4. 5	3	
232	前各項に分類さ れないもの		し尿浄化槽(処理対象 人員が200人以下のも の)、社員食堂のちゅう 房施設等生活に伴う施 設に係るもの	4	3	
		イ	その他	3	2	

# 小規模事業場等排水対策指導要領

制定昭和56年2月3日 改正昭和57年5月1日 改正昭和57年11月9日 改正平成15年3月28日 改正平成19年8月29日 改正平成24年4月19日 改正平成29年8月1日

#### 第1 目的

この要領は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法」という。)第4条の3第1項の規定に基づき定めた「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(愛知県)」の規定に基づき、総量規制基準の適用されない事業場等に対し汚濁負荷量の削減を指導するために必要な事項を定める。

#### 第2 指導対象事業場等

汚濁負荷量の削減を指導する事業場等(以下「小規模事業場等」という。)は、次のいずれ かに該当するものとする。

- (1) 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)第4条の2に規定する指定地域として政令別表第2第2号ロに掲げる区域に設置される法第2条第6項に規定する特定事業場(し尿処理施設又は法第2条第3項に規定する指定地域特定施設のみを有するものを除く。以下「特定事業場」という。)で、1日当たりの平均的な排出水の量(以下「日平均排水量」という。)が50立方メートル未満のもの(水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例(昭和47年愛知県条例第4号。以下「条例」という。)の規定による排水基準が適用されない特定事業場にあっては、日平均排水量が20立方メートル未満のものを除く。)
- (2) 別表第1に掲げる施設を有する事業場等で、日平均排水量が50立方メートル以上のもの。

#### 第3 指導値

小規模事業場等に対する汚濁負荷量の削減指導値は、別表第2から第4に掲げる値以下とする。

附則

この要領は、昭和56年2月3日から施行する。ただし、第3の指導値の規定は、昭和56年7月 1日から施行する。

附則

この要領は、昭和57年7月1日から施行する。

## 附則

この要領は、昭和58年1月1日から施行する。

# 附則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。ただし、同年3月31日において現に設置している小規模事業場等(設置の工事をしているものを含む。)についての第3の指導値の規定の適用については、改正後の規定にかかわらず、平成16年3月31日までの間は、なお従前の例による。

## 附則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

# 附則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

# 附則

この要領は、平成29年9月1日から施行する。

別表第1 (第2の第2号関係)

項番号	施設の種類
1	特定給食施設(健康増進法(平成14年法律第103号)第20条第1項)に規定するものを
	いう。)又は飲食店営業(仕出屋及び弁当屋(食品衛生法施行令(昭和28年政令第229
	号) 第35条第1号に規定するものをいう。)に限る。)の用に供する調理施設(法第2
	条第2項に規定する特定施設に該当するものを除く。)
2	段ボール製造業の用に供するコルゲートマシン
3	そう(惣)菜製造業又はパン・菓子製造業の用に供する洗浄施設
4	金属製品等製造業の用に供する水溶性油剤を使用する金属工作機械

#### 備考

「段ボール製造業」とは、統計法第 28 条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件(平成 25 年 10 月 30 日総務省告示第 405 号)に定める日本標準産業分類に掲げる細分類番号 1432 に、「そう(惣)菜製造業」とは、細分類番号 0996 に、「パン・菓子製造業」とは、小分類番号 097 に、「金属製品等製造業」とは、中分類番号 24、25、26、27、28、29、30、31 及び 32 に分類される業種をいう。

別表第2(第3関係 化学的酸素要求量関係)

項番号	,	小規模事業場等の区分		排水の 種類	化学的酸素要求量に係る指導値 (単位1リットルにつきミリグラム)
1	で日平均排 水量が50立	条例の規定による排 水基準(以下「上乗せ 排水基準」という。)	既設の事 業場等 新設の事	特定	付表1の第2欄の業種その他の区分に 応じ、同表第3欄(1)に掲げる値 付表1の第2欄の業種その他の区分に
	方メートル	が適用されるもの	業場等		応じ、同表第3欄(2)に掲げる値
	未満のもの	その他のもので日平均 20立方メートル以上の	-	排出水	1 6 0
2		掲げる施設を有する事業 量が50立方メートル以」		1分八八八	100

## 備考

- 1 この表において「既設の事業場等」とは、次に掲げるものをいう。
- (1)昭和57年7月1日における政令別表第1に掲げる施設(以下「特定施設」という。)のうち (2)に規定する施設以外の施設を昭和56年6月30日において現に設置している工場又は事業 場(設置の工事をしているものを含む。)
- (2) 昭和57年7月1日における政令別表第1第1号の2、第18号の2、第18号の3、第19号リ、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第64号の2、第66号の2、第68号の2、第69号の3、第70号の2又は第71号の2から第71号の4までに掲げる施設のみを同年12月31日において現に設置している工場又は事業場(設置の工事をしているものを含む。)
- 2 この表において「新設の事業場等」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち、既設の 事業場等以外のものをいう。

別表第3 (第3関係 窒素含有量関係)

項番号	小規	見模事業場等の区グ	分	排水の 種類	窒素含有量に係る指導値 (単位1リットルにつきミリグラム)
1	特定事業場で 日平均排水量 が50立方メー トル未満のも	上乗せ排水基準 が適用されるも の	14年以前の 事業場等 15年以降の 事業場等	特定排出水	付表2の第2欄の業種その他の区分に 応じ、同表第3欄(1)に掲げる値 付表2の第2欄の業種その他の区分に 応じ、同表第3欄(2)に掲げる値
2		その他のものではが20立方メートルが20立方メートルが30立方メートルが30立方メートルが	レ以上のもの 事業場等で、	排出水	1 2 0

## 備考

- 1 この表において「14年以前の事業場等」とは、特定施設を平成15年3月31日において現に設置している工場又は事業場(設置の工事をしているものを含む。)をいう。
- 2 この表において「15年以降の事業場等」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち、14 年以前の事業場等以外のものをいう。

別表第4 (第3関係 りん含有量関係)

項番号	1	見模事業場等の区グ	分	排水の 種類	りん含有量に係る指導値 (単位1リットルにつきミリグラム)
1	特定事業場で 日平均排水量 が50立方メー トル未満のも	上乗せ排水基準 が適用されるも の	14年以前の 事業場等 15年以降の 事業場等	特定排出水	付表3の第2欄の業種その他の区分に 応じ、同表第3欄(1)に掲げる値 付表3の第2欄の業種その他の区分に 応じ、同表第3欄(2)に掲げる値
2		その他のものでしが20立方メートル が20立方メートル ずる施設を有する。 ぶ50立方メートル	レ以上のもの 事業場等で、	排出水	1 6

# 備考

- 1 この表において「14年以前の事業場等」とは、特定施設を平成15年3月31日において現に設置している工場又は事業場(設置の工事をしているものを含む。)をいう。
- 2 この表において「15年以降の事業場等」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち、14 年以前の事業場等以外のものをいう。

付表 1 化学的酸素要求量に係る指導値

		化学的酸	素要求量	
整理		(単位1)		
理番号	業種その他の区分	きミリグラム		備考
号		(1)	(2)	
2	畜産農業	120	70	
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	20	20	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	50	50	
6	乳製品製造業	30	30	
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	50	50	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	50	50	
9	寒天製造業	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	40	40	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	
	冷凍水産物製造業	50	40	
13	冷凍水産食品製造業	50	40	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項まで	50	40	
	に掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業			
	を含む。)			
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	50	50	
16	野菜漬物製造業	40	40	
17	味そ製造業	70	50	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	50	
19	うま味調味料製造業	30	30	
20	ソース製造業	30	30	
21	食酢製造業	50	50	
22	砂糖精製業	50	50	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	
24	小麦粉製造業	50	50	
25	パン製造業	50	50	
26	生菓子製造業	50	50	
27	ビスケット類・干菓子製造業	50	50	
28	米菓製造業	50	50	
29	パン・菓子製造業 (整理番号 25 の項から前項まで	50	50	
	に掲げるものを除く。)			
30	植物油脂製造業	40	40	
31	動物油脂製造業	40	40	
32	食用油脂加工業	40	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	110	90	
34	穀類でんぷん製造業	50	50	
35	めん類製造業	30	30	
36	こうじ・種こうじ・麦芽製造業	50	50	
37	豆腐・油揚製造業	40	30	
38	あん類製造業	60	50	
39	冷凍調理食品製造業	30	25	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	
41	清涼飲料製造業	40	40	

49	田字派制、生光	20	20	
42	果実酒製造業	30	30	
43	ビール製造業	30	30	
44	清酒製造業	50	50	
45	蒸留酒・混成酒製造業	50	50	
46	インスタントコーヒー製造業	30	30	
47	配合飼料製造業	30	30	
48	単体飼料製造業	30	30	
49	有機質肥料製造業	30	30	
50	たばこ製造業	30	20	
51	器械生糸製造業	30	30	
52	座繰生糸製造業	30	30	
53	玉糸製造業	30	30	
54	生糸製造業(整理番号51の項から前項までに掲げ	50	50	
	るものを除く。)			
55	繊維工業(整理番号51の項から前項までに掲げる	80	70	
	もの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除			
	く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの			
56	繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの	30	30	
57	繊維工業で麻製繊工程に係るもの	100	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、	50	50	
	精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程			
	に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整			
	理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)			
	に係るもの			
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程	80	80	
	付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に			
	掲げるものを除く。)			
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工	100	90	
	程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理	90	50	
	工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整	100	50	
	理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程	100	80	平成8年9月1日以後
	付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	200		に特定施設の設置又は
	1,111,011,012,012,013,014,014,014,014,014,014,014,014,014,014			構造等の変更により増
				加する特定排出水の量
				を除く特定排出水の量
				(以下「平成8年9月1
				日前の特定施設に係る
				量」という。) にあって
				は、第3欄(2)の値は
				90 とする。
64	  繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	60	- / <del></del> 0
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	50	50	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造	50	50	
	工程に係るもの	00		
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	50	50	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げる	60	30	
00	ものを除く。)	00	30	
69	一般製材業	40	40	
09		40	40	

70	木材チップ製造業	40	40	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)	30	30	
72	パーティクルボード製造業(次項に掲げるものを	50	50	
12	除く。)	30	50	
73	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係る	40	40	
15	もの	40	40	
74	床柱製造業	40	40	
75	木材薬品処理業	25	25	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解	70	60	
	パルプ製造工程に係るもの			
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサル	60	60	
	ファイトパルプ製造工程に係るもの			
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラ	50	50	
	ンドパルプ製造工程、リファイナーグランドパル			
	プ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程			
	に係るもの			
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さ	140	120	
	らしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセ			
	ミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲			
	げるものを除く。)			
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさら	80	80	
	しケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さら			
	しケミグランドパルプ製造工程を含む。) 又はさ			
	らしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さ			
	らしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係			
	350			
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さ	60	40	
	らしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に			
	掲げるものを除く。)			
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさら	70	60	精選工程においてドラ
	しクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしク			ム型洗浄機を使用して
	ラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの			いるものにあっては、第一
				3欄(1)の値は80とす
0.0	、3 1 一名制1/七米 、	60	F0	る。
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙	60	50	
	を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に			
0.4	掲げるものを除く。) パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙	90	90	
84	ハルノ衆垣栗、仔袱聚垣栗又は愀袱衆垣栗で百袱     を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工	90	80	
	程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの			
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材	100	70	
00	フは古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程	100	70	
	又は百瓶以外のものを原材とするパルク製垣工程   に係るもの			
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラ	50	40	
	ンドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサ	50	40	
	ーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工			
	程(前工程のグランドパルプ、リファイナーグラ			
	ンドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程			
	を有するものに限る。)に係るもの			
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙	30	25	
	製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)			
1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	l l		<u>.</u>

60		40	4.0	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙 製造工程に係るもの	40	40	
89	機械すき和紙製造業	60	60	
90	手すき和紙製造業	90	80	
91	<b>塗工紙製造業</b>	25	25	
92	段ボール製造業	40	40	
93	重包装紙袋製造業	70	70	
94	セロファン製造業	40	40	
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	80	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整	30	30	
	理番号 76 の項から前項までに掲げるものを除			
	⟨。)			
98	新聞業	50	50	
99	出版業	50	50	
100	印刷業	50	50	
101	製版業	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	
103	複合肥料製造業	30	30	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	30	
105	ソーダ工業	20	20	
106	電炉工業	20	20	
107	無機顔料製造業	20	20	黄鉛製造工程を有する
				ものにあっては、第3欄
				の値は、それぞれ同欄の
				順序に従い、60、50 と
				する。
108	無機化学工業製品製造業(整理番号 105 の項から	20	20	(ア) 硫化鉄鉱を原料と
	前項までに掲げるものを除く。)			する酸化鉄(顔料を除
				く。) 製造工程にあって
				は、第3欄の値は、それ
				ぞれ同欄の順序に従い、
				70、60 とする。
				(イ) ハイドロサルファ
				イト製造工程にあって
				は、第3欄の値は、それしては、開発を
				ぞれ同欄の順序に従い、
				70、70とする。
				(ウ) 希硫酸による二酸 化硫黄の洗浄工程を有
				化硫典の統伊工程を有   する硫酸製造工程にあ
				っては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
				従い、50、50とする。
<u></u>				MC , 00, 00 C 7 00

100	石油ル学で其跡制具制造業で脂肪族で再開励制造	60	40	(7) 亚战 8 年 0 日 1 日
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	40	(ア) 平成8年9月1日前8年9月1日前の特定は、第3欄(2) の特定は、50と導品含素には、50と導品含素には、60と導品では、70の第3欄の順序では、ず、和同欄のとする。(カンサンドは、70の、80との、10の、80との、10の、80との、10の、第3欄の順序をにかかれる。(カンサンドは、ず、同様のでは、が、100、80との、第3欄の順方のには、が、第3欄の順方のには、が、第3欄の順方のにが、第3欄の順方のにが、第3欄の順方のにが、第3欄の順方のにが、第3欄の順方のにが、第3欄の順方のにが、100、80とのは、100、100とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	30	(ア) 平成8年9月1日 前の特定施設に係る量 にあっては、第3欄(2) の値は50とする。 (イ) 合成染料又は合成 染料中間物の製造工程 にあっては、(ア)の規定 にかかわらず、第3欄の 値は、それぞれ同欄の順 序に従い、190、180と する。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	25	(ア) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70とする。(イ) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50とする。

			Т	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	(ア) 乳化重合法による 合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、50、50とする。 (イ) クロロプレンゴム 製造工程にあっては、第 3欄の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、130、 130とする。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	50	50	(ア) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260とする。(イ) 有機農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、160とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	40	平成8年9月1日前の 特定施設に係る量にあ っては、第3欄(2)の値 は60とする。
115	脂肪族系中間物製造業	60	50	(ア) 平原 11 一下 13 一下 13 一下 13 一下 14 一下 15 一下 15 一下 15 一下 16 一下 16 一下 16 一下 16 一下 16 一下 17 一下 18 一下
116	メタン誘導品製造業	30	25	
117	発酵工業	120	110	
118	コールタール製品製造業	120	120	

│ 119 │ 環式中間物	<ul><li>・合成染料・有機顔料製造業</li></ul>	50	30	(7) 平成8年9月1日
	口从未们 "自饭你们衣但未	30	30	前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(2)の値は50とする。 (イ)合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、(ア)の規定にあっては、(ア)の規定にかかわらず、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190とする。
120 プラスチッ	ク製造業	30	30	(ア) メチルメタクリレートリルはアクリンロートリル・ブタジエン・ 製造 工程にあっては、第 3 欄の順序に従い、70、50とする。 (4) 酢酸セルロースの製造工程にあっては、第 3 欄の順序に従い、60、50とする。
121 合成ゴム製	造業	40	40	(ア) 乳化重合法による 合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、70、70とする。 (イ) クロロプレンゴム 製造工程にあっては、第 3欄の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、130、 130とする。
	業製品製造業(整理番号 109 の項から 掲げるものを除く。)	50	50	(ア) 有機ゴム薬品製造 工程にあっては、第3欄 の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、280、270 とする。 (イ) 有機農薬原体製造 工程にあっては、第3欄 の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、180、160 とする。
100	アセテート製造業のうちレーヨンの製	50	25	平成8年9月1日前の 特定施設に係る量にあ
123 レーヨン・ 造に係るも	0)			っては、第3欄(2)の値は40とする。

	A 15 (46 (11 45) 51), 31(c			
125	合成繊維製造業	30	30	アクリル系繊維製造工 程にあっては、第3欄 (1)の値は60とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	30	平成8年9月1日前の 特定施設に係る量にあっては、第3欄(2)の値 は40とする。
107	プラン 人子近知地と光	20	20	72 40 C 9 D.
127	石けん・合成洗剤製造業 用 不近性 割割 は 数 (	20	20	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	50	40	
129	金料製造業 「四別 インド 製 ファップ	40	40	
130	印刷インキ製造業	40	30	五十八年八月1月十八
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	60	平成8年9月1日前の 特定施設に係る量にあ っては、第3欄(2)の値 は70とする。
132	医薬品製剤製造業	30	30	
133	生物学的製剤製造業	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	50	
136	火薬類製造業	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
137	農薬製造業	30	25	
138	合成香料製造業	120	110	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	25	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	30	25	
141	にかわ製造業	100	80	
142	ゼラチン・接着剤製造業(前項に掲げるものを除 く。)	20	20	にかわ製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、100とする。
143	写真感光材料製造業	20	20	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	170	130	
146	化学工業(整理番号 102 の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	
147	石油精製業	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30とする。
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	硫酸洗浄工程を有する ものにあっては、第3欄 の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、40、40と する。

149	コークス製造業	180	90	平成8年9月1日前の 株字体乳に仮え長にな
				特定施設に係る量にあっては、第3欄(2)の値
				は 120 とする。
150	石油コークス製造業	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係	60	40	
	るもの			
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	20	
154	なめしかわ製造業	100	100	
155	毛皮製造業	100	100	
156	板ガラス製造業	20	20	
157	板ガラス加工業	20	20	
158	ガラス製加工素材製造業	20	20	
159	ガラス容器製造業	20	20	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	20	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	20	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを	30	30	
	除く。)			
164	ガラス・同製品製造業(整理番号 156 の項から前	20	20	
	項までに掲げるものを除く。)			
165	生コンクリート製造業	20	20	
166	コンクリート製品製造業	20	20	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除	20	20	
	⟨。)			
168	黒鉛電極製造業	20	20	
169	砕石製造業	20	20	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	20	
171	模造真珠製造業(ガラス製のものに限る。)	20	20	
172	うわ薬製造業	20	20	
173	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業	20	20	コークス炉を有するも
				のにあっては、第3欄の
				値は、それぞれ同欄の順
				序に従い、40、30とす
1774	制御団なたない、古屋として制御型	00	00	る。
174	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業	20	20	
175	フェロアロイ製造業	20	20	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除 く。)	20	20	
177	転炉(単独転炉を含む。)による製鋼・製鋼圧延	20	20	
	業 			
178	電気炉(単独電気炉を含む。)による製鋼・製鋼 圧延業	20	20	
179	熱間圧延業(整理番号 182 の項及び同 183 の項に	20	20	
	掲げるものを除く。)			
180	冷間圧延業(整理番号 182 の項及び同 183 の項に	20	20	
	掲げるものを除く。)			
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	
182	鋼管製造業	20	20	

183	伸鉄業	20	20	
184	磨棒鋼製造業	20	20	
185	引抜鋼管製造業	20	20	
186	伸線業	20	20	
187	ブリキ製造業	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	
189	めっき鋼管製造業	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号 187 の項から前項	20	20	
	までに掲げるものを除く。)			
192	鍛鋼製造業	20	20	
193	鍛工品製造業	20	20	
194	鋳鋼製造業	20	20	
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号 197 の項に掲	20	20	
	げるものを除く。)			
196	鋳鉄管製造業	20	20	
197	可鍛鋳鉄製造業	20	20	
198	鉄粉製造業	20	20	
199	鉄鋼業(整理番号 173 の項から前項までに掲げる	20	20	
	ものを除く。)			
200	非鉄金属製造業	20	20	
201	電気めっき業	40	40	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	20	
203	一般機械器具製造業	20	20	
204	電子回路製造業	25	25	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲	20	20	
	げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情			
	報通信機械器具製造業			
206	輸送用機械器具製造業	20	20	
207	精密機械器具製造業	20	20	
208	ガス製造工場	20	20	石炭ガス製造工程を有
				するものにあっては、第
				3欄の値は、それぞれ同
				欄の順序に従い、90、70
				とする。

	T		I		1	
209	下水道業	ア	活性汚泥法、標準散水	20	20	
			ろ床法その他これらと			
			同程度に下水を処理す			
			ることができる方法に			
			より下水を処理するも			
			の(繊維工業の排水を			
			主として処理する公共			
			下水道を除く。)			
		1	高速散水ろ床法、モデ	40	40	
		'	イファイドエアレーシ	10	10	
			ョン法その他これらと			
			同程度に下水を処理す			
			ることができる方法に			
			より下水を処理するも			
			の(繊維工業の排水を			
			主として処理する公共			
		-	下水道を除く。)			
		ウ	繊維工業の排水を主と	50	40	
			して処理する公共下水			
			道			
210	空瓶卸売業			30	20	
211	共同調理場(学校給	食法	(昭和 29 年法律第 160	30	30	
	号)第6条に規定す	る施	設をいう。)			
212	弁当仕出屋又は弁当	製造	業	50	30	
213	飲食店			50	30	
214	宿泊業			50	40	
215	リネンサプライ業			40	30	
216	洗濯業(前項に掲げ	でるも	のを除く。)	40	30	
217	商業写真業			60	60	
218		うも	のを除き、写真現像・焼	60	60	
	付業を含む。)					
219	自動車整備業			25	25	
220	病院			30	30	
221		進法	施行令 (昭和 25 年政令第	30	30	(ア) 第2欄により算定
		,	表に規定する算定方法に	00		した処理対象人員が
			員が 501 人以上のものに			5,000人以下のものに
	限る。)					あっては、第3欄(1)
	Little O					の値は40とする。
						(イ) 第2欄により算定
						(1) 第2 欄により昇足   した処理対象人員が
						, , , , , ,
						5,000 人以下のもので
						あって、昭和55年建設
						省告示第 1292 号が適用
						される前のものにあっているない。
						ては、第3欄(1)の値は
	, F154 W LEG (-1, 20, 11)	Vitta N. I I.	a from the factor and a factor and a			40 とする。
222			直行令第32条第1項の表	50	40	昭和55年建設省告示第
			り算定した処理対象人員			1292 号が適用される前
	が 201 人以上 500 人	以下	のものに限る。)			のものにあっては、第3
						欄(1)の値は70とす
						る。

223	し尿処理業(し尿浄	化槽	に係るものを除く。)	50	30	
224	ごみ処理業			30	30	
225	廃油処理業			20	20	
226	産業廃棄物処理業(	前項	に掲げるものを除く。)	20	20	
227	死亡獣畜取扱業			40	40	
228	と畜場			40	40	
229	中央卸売市場			25	25	
230	地方卸売市場				25	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和 46				25	
	年総理府・通商産業省令第2号)第1条の2各号					
	に掲げるものをいう	。)				
232	整理番号2の項か	ア	し尿浄化槽(処理対象	60	40	
	ら前項までに分類		人員が 200 人以下のも			
	されないもの		の)、社員食堂のちゅ			
			う房施設等生活に伴う			
			施設に係るもの			
		イ	その他	20	20	

付表 2 窒素含有量に係る指導値

整		窒素含有		
蓮	業種その他の区分		ットルにつ	備考
整理番号	未催しり他の区分	きミリグラム		NHH 🕏
		(1)	(2)	
2	畜産農業	200	70	
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	25	15	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	50	35	
6	乳製品製造業	25	20	
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	20	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10	
9	寒天製造業	20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	55	40	
12	冷凍水産物製造業	55	40	
13	冷凍水産食品製造業	55	40	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに	55	40	
	掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含			
	む。)			
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	25	20	
16	野菜漬物製造業	25	20	
17	味そ製造業	25	20	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	55	40	
19	うま味調味料製造業	20	10	
20	ソース製造業	25	20	
21	食酢製造業	20	15	
22	砂糖精製業	25	20	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	20	15	
24	小麦粉製造業	20	10	
25	パン製造業	25	20	
26	生菓子製造業	25	20	
27	ビスケット類・干菓子製造業	20	10	
28	米菓製造業	25	20	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項まで	25	20	
	に掲げるものを除く。)			
30	植物油脂製造業	25	20	
31	動物油脂製造業	25	20	
32	食用油脂加工業	25	20	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10	
34	穀類でんぷん製造業	20	15	
35	めん類製造業	25	20	
36	こうじ・種こうじ・麦芽製造業	20	10	
37	豆腐・油揚製造業	30	20	
38	あん類製造業	20	15	
39	冷凍調理食品製造業	30	20	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	25	20	
41	清涼飲料製造業	25	20	
42	果実酒製造業	25	20	
14	小不旧农坦木	20	20	L

44   清酒製造業   25   20   20   25   20   26   25   20   26   20   25   20   26   20   26   20   25   20   26   20   26   20   20   20   20	世業 25 20 20 20 20 20 10 30 20 30 20 30 20 30 20 10 20 20 10 20 20 10 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	43	ビール製造業	25	20	
45   蒸留酒・混成酒製造業	世業 25 20 20 20 10 30 20 30 20 30 20 30 20 30 20 10 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20					
46   インスタントコーヒー製造業   25   20   10   10   10   10   10   10   10	<ul> <li>三一製造業</li> <li>25 20 10</li> <li>30 20</li> <li>30 20</li> <li>30 20</li> <li>30 20</li> <li>10 20 10</li> <li>20 10<td>-</td><td></td><td></td><td></td><td></td></li></ul>	-				
47 配合飼料製造業   20   10   10   10   10   10   10   10	20 10 30 20 30 20 30 20 30 20 10 30 20 10 20 10 20 10 20 10 20 10 20 10 20 10 20 10 20 10 20 10 20 10 20 10 20 10 20 10 20 20 10 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	-				
48 単体飼料製造業	30   20   30   20   20   10   20   10   20   10   20   10   20   10   20   10   20   10   20   10   20   10   20   10   20   10   20   10   20   10   20   10   20   10   20   2	-	F =			
49 有機質肥料製造業   20 10   10   10   10   10   10   10	30   20   10   20   10   20   10   20   10   20   10   20   10   20   10   20   10   20   10   20   10   20   10   20   10   20   10   20   2	-				
50	20 10 20 10 20 10 20 10 20 10 20 10 20 10 20 10 20 10 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	-				
51 器械生糸製造業   20 10   10   52   座繰生糸製造業   20 10   10   53   玉糸製造業   20 10   54   生糸製造業   生糸製造業   20 10   55   数維工業 (整理番号 51 の項から前項までに掲げるものを除く。以下同じ。) で整毛工程に係るものを除く。以下同じ。) で整毛工程に係るもの   20 10   57   数維工業で無製繊工程に係るもの   20 10   57   数維工業で毛織物機械染色整理工程 (のり抜き、精神に行われる加工処理工程 (以下「染色整理工程 付帯ル工処理工程 という。) を含む。) に係るもののを除く。 のを除く。) に係るもののを除く。) に係るもののを除く。) に係るもののを除く。) に係るもののを除く。) に係るもののを除く。) に係るもののを除く。) に係るもののを除く。) に係るもののを除る。) に係るものののなが、対域・大変・大変・大変・大変・大変・大変・大変・大変・大変・大変・大変・大変・大変・	20 10 20 10 20 10 20 10 20 10 20 10 20 10 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	-				
52   座繰生糸製造業   20   10   10   10   10   10   10   10	20   10   20   10   10   20   10   10	-				
53 玉糸製造業   20 10   10   10   20   10   20   10   20   10   20   10   20   2	20	-				
54       生糸製造業(整理番号 51 の項から前項までに掲げるものを除く。)       20       10         55       繊維工業(整理番号 51 の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの       20       15         56       繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの       20       10         57       繊維工業で麻製繊工程に係るもの       20       10         58       繊維工業で経動機械決色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程という。)を含む。)に係るものののを除る。)       25       20         59       繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)       25       20         60       繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程(染色整理工程(染色整理工程(染色整理工程(染色整理工程で、水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の	日本					
3ものを除く。)	# 551 の項から前項までに掲げる	-				
55   繊維工業(整理番号 51 の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	世の繊維製品に係るものを除く。 E工程に係るもの 請練工程に係るもの 正程に係るもの との 基被染色整理工程(のり抜き、精 25 20 10 20 10 20 20 10 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	54		20	10	
もの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの       20       10         56       繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの       20       10         57       繊維工業で麻製繊工程に係るもの       20       10         58       繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもののの       25       20         59       繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付売のを除く。)       25       20         60       繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程(染色整理工程分析加工処理工程を含む。)に係るもののの       25       20         61       繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程の変色を変更工程の変色を変更に、) に係るもののの       25       20         62       繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程の変色を変更に、) に係るもののの       25       20         63       繊維工業で無機維維品染色整理工程(染色整理工程付売のののであるのののであるのののであるののであるのであるののである。)に係るもののの       20       15         64       繊維工業で不織布製造工程に係るものののである。       20       15         65       繊維工業でフェルト製造工程に係るものののである。       20       10	世の繊維製品に係るものを除く。 E工程に係るもの 請練工程に係るもの 正程に係るもの との 基被染色整理工程(のり抜き、精 25 20 10 20 10 20 20 10 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20					
以下同じ。)で整毛工程に係るもの       20       10         56 繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの       20       10         57 繊維工業で乗製繊工程に係るもの       20       10         58 繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るものの       25       20         59 繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)       25       20       綿織物捺染工程にては、第三欄の値をれぞれに同欄の順後い、150、60をでは、150、60をでは、第三欄の値をいた。         60 繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程を含む。)に係るもの       25       20         61 繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程(染色整理工程の関係のより)に係るもの       25       20         62 繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程の関係のより)に係るもの       25       20         63 繊維工業で繊維維品染色整理工程を含む。)に係るもの       25       20         64 繊維工業で不織布製造工程に係るもの       20       15         65 繊維工業で不識布製造工程に係るもの       20       15         65 繊維工業でアェルト製造工程に係るもの       20       10	<ul> <li>産工程に係るもの</li></ul>	55		20	15	
56   繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの   20   10   10   57   繊維工業で麻製繊工程に係るもの   20   10   58   繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るものの   59   繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)   25   20   綿織物捺染工程にては、第三欄の値それぞれ同欄の順従い、150、60 と   25   20     (付帯加工処理工程を含む。)に係るもの   25   20     (付帯加工処理工程を含む。)に係るもの   25   20   (担帯加工処理工程を含む。)に係るもの   26     繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程)   25   20   (担帯加工処理工程を含む。)に係るもの   20   15     (基維工業で繊布製造工程に係るもの   20   15   (基維工業でフェルト製造工程に係るもの   20   10   (基維工業・フェルト製造工程に係るもの   20   10   (基維工程   25   20   (基維工程   25   20   (基維工程   25   20   (基維工程   25   20   (基維工業・フェルト製造工程   25   (基維工程   25   20   (基維工業・フェルト製造工程   25   (基維工程   25   (基本   25   (基本	#練工程に係るもの					
57   繊維工業で麻製繊工程に係るもの   20   10   10   10   10   10   10   10	□程に係るもの 機械染色整理工程(のり抜き、精 加工その他の染色整理工程に付 □処理工程(以下「染色整理工程 という。)を含む。)に係るも 成染色整理工程(染色整理工程付 含む。)に係るもの(前項に掲げ コニ染色整理工程(染色整理工程 とっ)に係るもの(前項に掲げ コニ染色整理工程(染色整理工程 とっ)に係るもの 単・糸染色整理工程(染色整理工程 とを含む。)に係るもの コース染色整理工程(染色整理工程 とを含む。)に係るもの コース染色整理工程(染色整理工程 とを含む。)に係るもの コース染色整理工程(染色整理工程 とっ)に係るもの コース染色整理工程(染色整理工程 とっ)に係るもの コース染色を変理工程 にならもの コース					
58   繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精   25   20   練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付	機械染色整理工程 (のり抜き、精加工その他の染色整理工程に付工処理工程 (以下「染色整理工程 という。)を含む。)に係るも成染色整理工程 (染色整理工程付含む。)に係るもの(前項に掲げ 25 20 綿織物捺染工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、150、60とする。加工染色整理工程 (染色整理工程 とを含む。)に係るもの 25 20 20 25 2					
練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付   帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程   付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもののの   一個では、第三欄の値では、では、第三欄の値では、では、第三欄の値では、では、第三欄の値では、では、第三欄の値では、では、第三欄の値では、では、第三欄の値では、では、第三欄の値では、では、第三欄の値では、では、第三欄の値では、では、第三欄の値では、では、第三欄の値では、150、60とでは、第三欄の値では、150、60とでは、第三欄の値では、150、60とでは、第三欄の値では、150、60とでは、第三欄の値では、150、60とでは、第三個の値では、第三では、第三では、第三では、第三では、第三では、第三では、第三では、第三	加工その他の染色整理工程に付 正処理工程(以下「染色整理工程 という。)を含む。)に係るも 成染色整理工程(染色整理工程付 含む。)に係るもの(前項に掲げ 25 20 編織物捺染工程にあっては、第三欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、150、60とする。 加工染色整理工程(染色整理工程 と含む。)に係るもの 能・糸染色整理工程(染色整理工程)を含む。)に係るもの してみ染色整理工程(染色整理 25 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	-	771 771 771 771 771 771 771 771 771 771			
#して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るものの	て処理工程(以下「染色整理工程という。)を含む。)に係るも  成染色整理工程(染色整理工程付 25 20 綿織物捺染工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に 従い、150、60とする。  加工染色整理工程(染色整理工程 25 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	58		25	20	
付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るものの   25   20   線織物捺染工程に	という。)を含む。)に係るも  成染色整理工程(染色整理工程付 25 20 綿織物捺染工程にあっては、第三欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、150、60とする。  加工染色整理工程(染色整理工程 25 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20					
59   繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付	成染色整理工程(染色整理工程付 25 20 綿織物捺染工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に 従い、150、60とする。  加工染色整理工程(染色整理工程 25 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20					
一切	会む。)に係るもの(前項に掲げ					
帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)ては、第三欄の値名れぞれ同欄の順後い、150、60と60 繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程)・150、60とでは、第三欄の順後い、150、60とでは、第三欄の順後い、150、60とでは、	会む。)に係るもの(前項に掲げ		-			
るものを除く。)	一 これぞれ同欄の順序に	59		25	20	
(従い、150、60 とでのできる。) 総維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程 25 20 付帯加工処理工程を含む。) に係るもの 25 20 程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの 25 20 20 25 20 26 26 27 27 20 27 27 27 28 29 29 29 25 20 27 29 20 27 29 20 27 29 20 27 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29 29	### (次項に掲げるものを除 20 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10					
60       繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程)       25       20         61       繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程)       25       20         62       繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程)       25       20         63       繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程)       25       20         63       繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付)       25       20         64       繊維工業で不織布製造工程に係るもの       20       15         65       繊維工業でフェルト製造工程に係るもの       20       10	加工染色整理工程(染色整理工程 25 20 26 25 20 26 25 20 20 25 20 25 20 25 20 25 20 25 20 25 20 25 20 25 20 25 20 25 20 20 25 20 20 25 20 25 20 25 20 25 20 25 20 25 20 25 20 25 20 25 20 25 20 20		るものを除く。)			
付帯加工処理工程を含む。)に係るもの       25         61 繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程・25       20         程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの       25         62 繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程・25       20         工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの       25         63 繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付	を含む。)に係るもの 性・糸染色整理工程(染色整理工程)、 足を含む。)に係るもの に程を含む。)に係るもの 品染色整理工程(染色整理工程付 含む。)に係るもの 限造工程に係るもの ととして、またではある。 ときない。)に係るもの ときない。)に係るもの ときない。)に係るもの ともはない。)に係るもの ともはない。)に係るもの ともはない。)に係るもの ともはない。)に係るもの ともはない。)に係るもの ともはない。)に係るもの ともはない。)に係るもの ともはない。)に係るもの ともはない。)に係るもの ともはない。)に係るもの ともはない。)に係るもの ともはない。)に係るもの ともはない。)に係るもの ともはない。)に係るもの ともはない。)に係るもの ともはない。) では、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、また					(従い、150、60とする。
61       繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程)       25       20         程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの       25       20         62       繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの       25       20         63       繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付別・25       20       20         市加工処理工程を含む。)に係るもの       20       15         64       繊維工業で不織布製造工程に係るもの       20       10	#・糸染色整理工程 (染色整理工程 ) 25 20 20 20 25 20 20 25 20 26 25 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	60		25	20	
程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの 62 繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理 25 20 工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの 63 繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付 25 20 帯加工処理工程を含む。)に係るもの 64 繊維工業で不織布製造工程に係るもの 20 15 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	程を含む。)に係るもの (レース染色整理工程 (染色整理 25 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20					
62       繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理       25       20         1       工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの       25       20         63       繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付	レース染色整理工程(染色整理       25       20         工程を含む。)に係るもの       25       20         品染色整理工程(染色整理工程付含む。)に係るもの       20       15         製造工程に係るもの       20       10         上た織物及び防水した織物製造       25       20         新生材料製造工程に係るもの       20       10         号 55 の項から前項までに掲げる       20       15         工程と係るもの       20       10         日本技術を含む。)       20       10         大製造業を含む。)       20       15         下製造業(次項に掲げるものを除       20       10	61		25	20	
工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの       63 繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付	<ul> <li>工程を含む。)に係るもの</li> <li>品染色整理工程(染色整理工程付含む。)に係るもの</li> <li>製造工程に係るもの</li> <li>人製造工程に係るもの</li> <li>した織物及び防水した織物製造</li> <li>一方の項から前項までに掲げる</li> <li>一方の項から前項までに掲げる</li> <li>一方の項から前項までに掲げる</li> <li>一方の項から前項までに掲げる</li> <li>一方の項から前項までに掲げる</li> <li>一方の項から前項までに掲げる</li> <li>一方の項がら前項までに掲げる</li> <li>一方の可がら前項までに掲げるものを除</li> <li>一方のでは、</li> <li>一方ので</li></ul>					
63     繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付 25 円 20 円 25 円 20 円 25 円 20 円 20 円 20 円	お染色整理工程(染色整理工程付 含む。)に係るもの     製造工程に係るもの	62		25	20	
帯加工処理工程を含む。)に係るもの201564 繊維工業で不織布製造工程に係るもの201565 繊維工業でフェルト製造工程に係るもの2010	宮む。)に係るもの     20     15       製造工程に係るもの     20     10       上た織物及び防水した織物製造     25     20       新生材料製造工程に係るもの     20     10       号 55 の項から前項までに掲げる     20     15       20     10       20     10       対製造業を含む。)     20     15       ド製造業(次項に掲げるものを除     20     10					
64繊維工業で不織布製造工程に係るもの201565繊維工業でフェルト製造工程に係るもの2010	製造工程に係るもの 20 15 15 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	63		25	20	
65 繊維工業でフェルト製造工程に係るもの 20 10	ト製造工程に係るもの した織物及び防水した織物製造 寄生材料製造工程に係るもの 号 55 の項から前項までに掲げる 20 10 20 10 20 10 20 10 対製造業を含む。) に製造業(次項に掲げるものを除 20 10					
	大織物及び防水した織物製造2520新生材料製造工程に係るもの2010号 55 の項から前項までに掲げる201520102010対製造業を含む。)2015ド製造業(次項に掲げるものを除2010	64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	15	
66   繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造   25   20	新生材料製造工程に係るもの     20     10       号 55 の項から前項までに掲げる     20     15       20     10       20     10       対製造業を含む。)     20     15       ド製造業(次項に掲げるものを除     20     10	65		20	10	
	20     15       20     10       20     10       20     10       対製造業を含む。)     20       15     15       ド製造業(次項に掲げるものを除     20       10     10	66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造	25	20	
工程に係るもの	20     15       20     10       20     10       20     10       対製造業を含む。)     20       15     15       ド製造業(次項に掲げるものを除     20       10     10		工程に係るもの			
67 繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの 20 10	20     10       20     10       対製造業を含む。)     20     15       ド製造業(次項に掲げるものを除     20     10	67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	20	10	
68 繊維工業 (整理番号 55 の項から前項までに掲げる 20 15	20     10       才製造業を含む。)     20     15       ド製造業(次項に掲げるものを除     20     10	68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げる	20	15	
ものを除く。)	20     10       才製造業を含む。)     20     15       ド製造業(次項に掲げるものを除     20     10		ものを除く。)			
69 一般製材業 20 10	才製造業を含む。) 20 15 ド製造業(次項に掲げるものを除 20 10	69	一般製材業	20	10	
70 木材チップ製造業 20 10	ド製造業(次項に掲げるものを除 20 10	70	木材チップ製造業	20	10	
71 合板製造業(集成材製造業を含む。) 20 15		71	合板製造業(集成材製造業を含む。)	20	15	
		72		20	10	
	ド製造業で湿式剥皮工程に係る 20 10		<. )			
		73	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係る	20	10	
			<b>t</b> 0			
	20 10	74	床柱製造業	20	10	
			· · · · · <del>- · · ·</del>		<del> </del>	+
	20   10					1

	0 - 0#d2d-2llc 32/ 64/#d2d-3llc -> 2 1 - 64/#d2d-3llc -> 2- 4- 6 0			
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	20	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルフ	20	10	
	アイトパルプ製造工程に係るもの	20	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラン	20	10	
	ドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製			
	造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係			
	るもの			
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さら	20	10	
	しケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミ			
	ケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げる			
	ものを除く。)			
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらし	20	10	
	ケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケ			
	ミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセ			
	ミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミ			
	ケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの			
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さら	20	15	
	しクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げ			
	るものを除く。)			
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらし	20	15	
	クラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフ			
0.0	トパルプ製造工程を含む。)に係るもの	0.0	1.5	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を	20	15	
	原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げ			
0.4	るものを除く。) パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を	20	1.5	
84	所料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程 一原料とし脱インキスは漂白を行うパルプ製造工程	20	15	
	(前工程の離解工程を含む。)に係るもの			
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又	20	10	
00	は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に	20	10	
	係るもの			
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラン	20	10	
	ドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモ	20	10	
	メカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前			
	工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパル			
	プ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有する			
	ものに限る。)に係るもの			
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製	20	15	
	造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)			
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製	20	15	
	造工程に係るもの			
89	機械すき和紙製造業	20	10	
90	手すき和紙製造業	20	10	
91	<b>塗工紙製造業</b>	20	10	
92	段ボール製造業	20	10	
93	重包装紙袋製造業	20	10	
94	セロファン製造業	20	10	
95	乾式法による繊維板製造業	20	10	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	15	

97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理	20	15	
	番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	
98	新聞業	20	10	
99	出版業	20	10	
100	印刷業	30	25	
101	製版業	30	25	
102	室素質・りん酸質肥料製造業	20	15	(ア) アンモニア製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。(イ) アンモニア誘導品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200とする。(ウ) 尿素製造工程にあっては、第3欄の値は、
103	複合肥料製造業	20	15	それぞれ同欄の順序に 従い、1500、1500 とす る。
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	15	10	
105	ソーダ工業	20	15	
106	電炉工業	15	10	
107	無機顔料製造業	50	40	
108	無機化学工業製品製造業(整理番号 105 の項から前 項までに掲げるものを除く。)	50	40	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造 工程に係るもの	20	15	窒素又はその化合物を 原料として使用するも のにあっては、第3欄 の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、50、40 とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を 原料として使用するも のにあっては、第3欄 の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、60、50 とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工 程に係るもの	20	15	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に 係るもの	15	10	窒素又はその化合物を 原料又は乳化助剤とし て使用するものにあっ ては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、50、40とする。

113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を 原料として使用するも のにあっては、第3欄 の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、20、15 とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号 109 の項から 前項までに掲げるものを除く。)	30	20	
115	脂肪族系中間物製造業	20	15	(ア) 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。(イ) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、500、500とする。
116	メタン誘導品製造業	20	20	
117	発酵工業	60	30	
118	コールタール製品製造業	1000	1000	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	20	15	窒素又はその化合物を 原料として使用するも のにあっては、第3欄 の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、60、50 とする。
120	プラスチック製造業	20	20	窒素又はその化合物を 原料又は乳化助剤とし て使用するものにあっ ては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、50、40とする。
121	合成ゴム製造業	20	15	窒素又はその化合物を 原料又は乳化助剤とし て使用するものにあっ ては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、50、40とする。

122	有機化学工業製品製造業(整理番号 109 の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	15	(ア) 窒素又はその化合物を原としては、第3欄の値は、それには、それの値は、でれる。(イ) メラミン製造欄の値をする。(イ) あっては、それの値をする。(カ) をできる。(カ) をできる。(カ) をできる。(カ) とのでは、1500とのでは、1500とのでは、第3欄のでは、第3欄のでは、第3欄のでは、第4ででは、第4ででは、第4ででは、第4ででは、第4ででは、第4ででは、第4ででは、第4ででは、第4ででは、第4ででは、200、35とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	10	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	20	15	窒素又はその化合物を 原料として使用するも のにあっては、第3欄 の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、200、55 とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	15	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	20	15	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	15	
129	<b>塗料製造業</b>	20	15	
130	印刷インキ製造業	15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	20	15	医薬品原薬製造工程 (窒素又はその化合物 を原料として使用する ものに限る。)にあっ ては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、25、20とする。
132	医薬品製剤製造業	20	20	
133	生物学的製剤製造業	15	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10	
135	動物用医薬品製造業	20	15	
136	火薬類製造業	20	15	
137	農薬製造業	20	15	
138	合成香料製造業	15	10	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	20	20	
141	にかわ製造業	15	10	

140	おこてい 技学如制生光 (芸巧に相ばてものた吟	00	00	
142	ゼラチン・接着剤製造業(前項に掲げるものを除	20	20	
	<. )			
143	写真感光材料製造業	20	15	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10	
145	イオン交換樹脂製造業	15	10	
146	化学工業(整理番号 102 の項から前項までに掲げる	20	20	
	ものを除く。)			
147	石油精製業	20	15	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10	
149	コークス製造業	600	400	
150	石油コークス製造業	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	15	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係	20	10	
102	るもの	20	10	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	15	
154	なめしかわ製造業	20	10	
155	毛皮製造業	20	10	
156	板ガラス製造業	20	15	
157	板ガラス加工業	20	15	
158	ガラス製加工素材製造業	20	10	
159	ガラス容器製造業	20	15	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10	
_	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	15	
161				
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	20	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10	
164	ガラス・同製品製造業 (整理番号 156 の項から前項	20	10	
	までに掲げるものを除く。)	_ ~		
165	生コンクリート製造業	20	15	
166	コンクリート製品製造業	20	15	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)			
		20	15	
168	黒鉛電極製造業	20	10	
169	<b>砕石製造業</b>	20	15	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	15	
171	模造真珠製造業(ガラス製のものに限る。)	20	10	
172	うわ薬製造業	20	15	
173	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業	20	15	(ア) コークス製造工程
				にあっては、第3欄の
				値は、それぞれ同欄の
				順序に従い、600、400
				とする。
				(イ) ステンレス硝酸酸
				洗工程を有するものに
				あっては、第3欄の値
				は、それぞれ同欄の順
				序に従い、55、40とす
				る。

	Hul Net I have 2 ( - 2 2 )			was a superior state of the superior state o
174	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工
				程を有するものにあっ
				ては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
	A Mod All Alle			従い、55、40とする。
175	フェロアロイ製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工
				程を有するものにあっ
				ては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
	Heles S. S. J. Ani Mi Mi (1/1-47)   H. Mari S. L. S. HA. S. S.			従い、55、40とする。
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	15	10	ステンレス硝酸酸洗工
				程を有するものにあっ
				ては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
				従い、55、40とする。
177	転炉(単独転炉を含む。)による製鋼・製鋼圧延業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工
				程を有するものにあっ
				ては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
150				従い、55、40とする。
178	電気炉(単独電気炉を含む。)による製鋼・製鋼圧	20	15	ステンレス硝酸酸洗工
	延業			程を有するものにあっ
				ては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
150	**************************************			従い、55、40とする。
179	熱間圧延業(整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲	20	15	ステンレス硝酸酸洗工
	げるものを除く。)			程を有するものにあっ
				ては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
100	冷間圧延業(整理番号 182 の項及び同 183 の項に掲	1.5	10	従い、55、40とする。
180	行同圧延乗(登理番号 182 の項及の向 183 の項に掲 げるものを除く。)	15	10	ステンレス硝酸酸洗工 程を有するものにあっ
	りるものを除く。)			ては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	10	<b>従い、55、40とする。</b> ステンレス硝酸酸洗工
101	竹削ロール <u>放空</u> ル	19	10	程を有するものにあっ
				ては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
				従い、55、40とする。
100	网络制生光	20	1.5	ステンレス硝酸酸洗工
182	鋼管製造業	20	15	ステンレス朝酸酸洗工   程を有するものにあっ
				ては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
				従い、55、40とする。
183	伸鉄業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工
100	中外木	20	19	程を有するものにあっ
				ては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
				従い、55、40とする。
				MY, OU, TO C Y Wo

				- luc de de de la
184   磨棒鋼	製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工
				程を有するものにあっ
				ては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
				従い、55、40とする。
185   引抜鍋	管製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工
				程を有するものにあっ
				ては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
				従い、55、40とする。
186   伸線業		20	15	ステンレス硝酸酸洗工
				程を有するものにあっ
				ては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
				従い、55、40とする。
187 ブリキ	製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工
				程を有するものにあっ
				ては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
				従い、55、40とする。
188 亜鉛鉄	板製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工
				程を有するものにあっ
				ては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
				従い、55、40とする。
189 めっき	鋼管製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工
				程を有するものにあっ
				ては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
				従い、55、40とする。
190 めっき	鉄鋼線製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工
				程を有するものにあっ
				ては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
				従い、55、40とする。
191 表面処	理鋼材製造業(整理番号 187 の項から前項ま	20	15	ステンレス硝酸酸洗工
でに掲	げるものを除く。)			程を有するものにあっ
				ては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
				従い、55、40とする。
192 鍛鋼製	造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工
				程を有するものにあっ
				ては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
				従い、55、40とする。
193 鍛工品	製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工
				程を有するものにあっ
				ては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
				従い、55、40とする。

194	鋳鋼製造業	20	15	ステンレス硝酸酸洗工
	537124C)10			程を有するものにあっ
				ては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
				従い、55、40とする。
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号 197 の項に掲げ	20	15	ステンレス硝酸酸洗工
	るものを除く。)			程を有するものにあっ
				ては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
				従い、55、40とする。
196	鋳鉄管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工
				程を有するものにあっ
				ては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
				従い、55、40とする。
197	可鍛鋳鉄製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工
				程を有するものにあっ
				ては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
				従い、55、40とする。
198	鉄粉製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工
				程を有するものにあっ
				ては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
				従い、55、40とする。
199	鉄鋼業(整理番号 173 の項から前項までに掲げるも	20	15	ステンレス硝酸酸洗工
	のを除く。)			程を有するものにあっ
				ては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
	II Ad A D Malad NI			従い、55、40とする。
200	非鉄金属製造業	20	15	核燃料製造工程にあっ
				ては、第3欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に
				従い、60、50とする。
201	電気めっき業	40	30	窒素又はその化合物に
				よる表面処理施設を設
				置するものにあって
				は、第3欄の値は、そ
				れぞれ同欄の順序に従
				い、60、50とする。

202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	30	(ア)溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。(イ)アルマイト加工工程(窒素又はその化する。)アルマイト加工工程(窒素又はその化設置するものによる表面処理施設を設置するものには、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、
				50 とする。
203	一般機械器具製造業	35	25	ステンレス硝酸酸洗工 程を有するものにあっ ては、第3欄(1)の値は 55とする。
204	電子回路製造業	30	20	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	30	20	
206	輸送用機械器具製造業	30	20	
207	精密機械器具製造業	30	20	
208	ガス製造工場	25	20	
209	下水道業	25	20	活性汚泥法、標準散水 ろ 保護 と 同程度に下水中の窒素 を 保 に で き な 方 な 空 ま り 高 度 ま で 水 方 な 空 ま と で 水 で き で 水 を の ま ま を し で き る で か で の ま で 必 理 空 素 と の 名 で か で の で ま る で か で で な で な で な で な で な で な で が で に は に で な で が の 順 で に で な い に び い に び い に ひ と す る。
210	空瓶卸売業	25	20	
211	共同調理場 (学校給食法 (昭和 29 年法律第 160 号) 第 6 条に規定する施設をいう。)	25	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	25	20	
213	飲食店	25	20	
214	宿泊業	25	20	
215	リネンサプライ業	25	20	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	25	20	
217	商業写真業	25	20	

218	写真業(前項に掲げるものを除き、写真現像・焼付	25	20	
	業を含む。)			
219	自動車整備業	25	20	
220	病院	25	20	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40	30	第2欄に規定する表に 定める構造を有するし 尿浄化槽より高度にで まる方法によりし尿を 処理するものにあって は、第3欄の値は、そ れぞれ同欄の順序に従 い、20、10とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	40	30	第2欄に規定する表に 定める構造を有するし 尿浄化槽より高度にし 尿を処理することがで きる方法によりし尿を 処理するものにあって は、第3欄の値は、そ れぞれ同欄の順序に従 い、20、10とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	60	40	嫌気性消化法、好気性 消化法、湿式酸化法又 は活性汚泥法に凝集処 理法を加えた方法より 高度にし尿を処理にる ことができるすするよりし尿を処理する。 値は、それぞれ同欄の 順序に従い、30、20と する。
224	ごみ処理業	25	20	
225	廃油処理業	25	20	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	50	40	
227	死亡獣畜取扱業	25	20	
228	と畜場	30	20	
229	中央卸売市場	25	20	
230	地方卸売市場	25	20	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第1条の2各号に掲げるものをいう。)	25	20	
232	整理番号2の項か ら前項までに分類 されないものアし尿浄化槽(処理対象 人員が200人以下のも の)、社員食堂のちゅ う房施設等生活に伴う 施設に係るものイその他	20	30	
	1 6.515			

付表3 りん含有量に係る指導値

			_	1	
整		りん含有			
蓮	業種その他の区分	(単位 1 リ	ットルにつ	 	
理番号	未催ての他の区方	きミリグラム	)	/順 ~5	
号		(1)	(2)	]	
2	畜産農業	36	9		
3	天然ガス鉱業	3	2		
4	非金属鉱業	4	2		
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	8	6		
6	乳製品製造業	6	4. 5		
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	8	6		
8	水産缶詰・瓶詰製造業	3	1. 5		
9	寒天製造業	3	1. 5		
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	3	1. 5		
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	8	6		
12	冷凍水産物製造業	8	6		
	1 77 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7				
13	冷凍水産食品製造業	8	6		
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項まで	8	6		
	に掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業				
	を含む。)				
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	6	4. 5		
16	野菜漬物製造業	6	4. 5		
17	味そ製造業	7. 5	5. 5		
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	8	6		
19	うま味調味料製造業	3	1. 5		
20	ソース製造業	6	4. 5		
21	食酢製造業	4	3		
22	砂糖精製業	6	4. 5		
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	4	3		
24	小麦粉製造業	3	1. 5		
25	パン製造業	6	4. 5		
26	生菓子製造業	6	4. 5		
27	ビスケット類・干菓子製造業	3	1. 5		
28	米菓製造業	6	4. 5		
29	パン・菓子製造業 (整理番号 25 の項から前項まで	6	4. 5		
23	に掲げるものを除く。)	O	1.0		
30	植物油脂製造業	7. 5	5. 5	(ア) りん又はその化合	
30	但物価相表也未	1.0	0.0	物を脱ガム剤として使	
				用するものにあって	
				は、第3欄(1)の値は8	
				は、第3欄(1)が胆はるとする。	
				と 9 る。   (イ) 米糠を原料として	
				使用するものにあって	
				は、第3欄(1)の値は8	
0.1	<b>乳 种 冲 IC 都 小 小</b>	C	4 -	とする。	
31	動物油脂製造業	6	4. 5		
32	食用油脂加工業	6	4. 5		
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	3	1.5		
34	穀類でんぷん製造業	4	3		

35	めん類製造業	6	4. 5	
36	こうじ・種こうじ・麦芽製造業	3	1. 5	
37	豆腐・油揚製造業	6	4. 5	
38	五橋・何物袋垣来あん類製造業	5		
			6	
39	冷凍調理食品製造業	8 7 5		
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	7. 5	5. 5	-
41	清涼飲料製造業	6	3. 5	
42	果実酒製造業	4	3	
43	ビール製造業	4	3	
44	清酒製造業	4	3	
45	蒸留酒・混成酒製造業	4	3	
46	インスタントコーヒー製造業	4	3	
47	配合飼料製造業	2	1	
48	単体飼料製造業	3. 5	3	
49	有機質肥料製造業	3.5	3	
50	たばこ製造業	2	1	
51	器械生糸製造業	2	1	
52	座繰生糸製造業	2	1	
53	玉糸製造業	2	1	
54	生糸製造業(整理番号51の項から前項までに掲げ	2	1	
	るものを除く。)			
55	繊維工業(整理番号 51 の項から前項までに掲げる	5	4	
	もの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除			
	く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの			
56	繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの	2	1	
57	繊維工業で麻製繊工程に係るもの	2	1	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、	6	4. 5	
	精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程			
	に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整			
	理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)			
	に係るもの			
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程	6	4. 5	
	付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に			
	掲げるものを除く。)			
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工	6	4. 5	
	程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理	6	4. 5	
	工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整	6	4. 5	
	理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程	6	4. 5	
	付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	5	4	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	2	1	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造	6	4. 5	
	工程に係るもの			
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	2	1	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げる	5	4	
	ものを除く。)			
69	一般製材業	2	1	
	7717 717 717			

70	木材チップ製造業	2	1	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)	2	2	
72	パーティクルボード製造業(次項に掲げるものを	2	1	
'2	除く。)	2	1	
73	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係る	2	1	
	<b>₺</b> の			
74	床柱製造業	2	1	
75	木材薬品処理業	2	1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解	2	1	
	パルプ製造工程に係るもの			
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサル	2	1	
	ファイトパルプ製造工程に係るもの			
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラ	2	1	
	ンドパルプ製造工程、リファイナーグランドパル			
	プ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程			
	に係るもの			
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さ	2	1	
	らしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセ			
	ミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲			
	げるものを除く。)			
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさら	2	1	
	しケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さら			
	しケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさ			
	らしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さ			
	らしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係			
	るもの			
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さ	2	1. 5	
	らしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に			
	掲げるものを除く。)			
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさら	2	1. 5	
	しクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしク			
	ラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの			
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙	2	2	
	を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に			
	掲げるものを除く。)			
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙	2	1.5	
	を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工			
	程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの			
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材	2	1	
	又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程			
	に係るもの			
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラ	2	1	
	ンドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサ			
	ーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工			
	程(前工程のグランドパルプ、リファイナーグラ			
	ンドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程			
	を有するものに限る。)に係るもの			
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙	2	1. 5	
	製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)			
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙	2	1. 5	
	製造工程に係るもの			

	W( L	0		T
89	機械すき和紙製造業	2	1	
90	手すき和紙製造業	2	1	
91	塗工紙製造業	2	1	
92	段ボール製造業	2	1	
93	重包装紙袋製造業	2	1	
94	セロファン製造業	2	1	
95	乾式法による繊維板製造業	2	1	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1.5	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整	2	2	
	理番号 76 の項から前項までに掲げるものを除			
	⟨。)			
98	新聞業	2	1	
99	出版業	2	1	
100	印刷業	2	2	
101	製版業	2	2	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	2	1.5	
103	複合肥料製造業	2	1.5	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	2	1	
105	ソーダ工業	2	1.5	
106	電炉工業	2	1	
107	無機顔料製造業	4	2. 5	
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から	5	2. 5	りん及びりん化合物製
	前項までに掲げるものを除く。)			造工程にあっては、第
				3欄の値は、それぞれ
				同欄の順序に従い、8、
				6とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造	2	2	りん又はその化合物を
	工程に係るもの			原料、触媒又は中和剤
				として使用するものに
				あっては、第3欄の値
				は、それぞれ同欄の順
				序に従い、6.5、5とす
				る。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染	2	1	りん又はその化合物を
	料・有機顔料製造工程に係るもの			原料、触媒又は中和剤
				として使用するものに
				あっては、第3欄の値
				は、それぞれ同欄の順
				序に従い、6.5、4とす
				る。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工	2	1. 5	
	程に係るもの			
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に	2	1	
	係るもの			
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製	2	1	りん又はその化合物を
	造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・			原料、触媒又は中和剤
	合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造			として使用するものに
	工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの			あっては、第3欄の値
	-			は、それぞれ同欄の順
				序に従い、6.5、4とす
				る。
		i	i	

114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号 109 の項か	2	1.5	
	ら前項までに掲げるものを除く。)	_	1.0	
115	脂肪族系中間物製造業	2	1.5	りん又はその化合物を 原料、触媒又は中和剤 として使用するものに あっては、第3欄の値 は、それぞれ同欄の順 序に従い、8、6とす る。
116	メタン誘導品製造業	2	2	
117	発酵工業	2	1.5	
118	コールタール製品製造業	2	1	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	2	1.5	りん又はその化合物を 原料、触媒又は中和剤 として使用するものに あっては、第3欄の値 は、それぞれ同欄の順 序に従い、6.5、5とす る。
120	プラスチック製造業	2	2	
121	合成ゴム製造業	2	2	
122	有機化学工業製品製造業(整理番号 109 の項から 前項までに掲げるものを除く。)	2	2	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの 製造に係るもの	2	1	
125	合成繊維製造業	2	1.5	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2	1	
127	石けん・合成洗剤製造業	2	2	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	2	
129	塗料製造業	2	2	
130	印刷インキ製造業	2	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業	2	1.5	医薬品原薬製造工程 (りん又はその化合物 を原料として使用する ものに限る。)にあっ ては、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順序に 従い、4、3とする。
132	医薬品製剤製造業	2	2	
133	生物学的製剤製造業	2	1	
134	生薬・漢方製剤製造業	2	1	
135	動物用医薬品製造業	2	1.5	
136	火薬類製造業	2	1.5	
137	農薬製造業	2	1.5	
138	合成香料製造業	2	1	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	2	2	
141	にかわ製造業	2	1	

				1
142	ゼラチン・接着剤製造業(前項に掲げるものを除	2	2	
	⟨。)			
143	写真感光材料製造業	2	1.5	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	2	1	
145	イオン交換樹脂製造業	2	1	
146	化学工業(整理番号 102 の項から前項までに掲げ	2	2	
	るものを除く。)			
147	石油精製業	2	1.5	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
149	コークス製造業	2	1	
150	石油コークス製造業	2	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	2	2	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係	2	1	
	360			
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	2	2	
154	なめしかわ製造業	2	1	
155	毛皮製造業	2	1	
156	板ガラス製造業	2	1. 5	
157	板ガラス加工業	2	2	
158	ガラス製加工素材製造業	2	1	
159	ガラス容器製造業	2	1. 5	
	ガノヘ谷品袋垣来	2		
160	連化子用・医療用ルノへ器具製造業		1	
161		2	2	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	2	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを	2	1	
	除(。)			
164	ガラス・同製品製造業(整理番号 156 の項から前	2	1	
	項までに掲げるものを除く。)			
165	生コンクリート製造業	2	1. 5	
166	コンクリート製品製造業	2	2	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除	2	2	
	⟨。)			
168	黒鉛電極製造業	2	1	
169	砕石製造業	2	2	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	2	2	
171	模造真珠製造業(ガラス製のものに限る。)	2	1	
172	うわ薬製造業	2	2	
173	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業	2	1.5	
174	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業	2	1	
175	フェロアロイ製造業	2	1	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除	2	1	
	⟨ 。 )			
177	転炉(単独転炉を含む。)による製鋼・製鋼圧延	2	1	
	業			
178	電気炉(単独電気炉を含む。)による製鋼・製鋼	2	1. 5	
	圧延業			
179	熱間圧延業(整理番号 182 の項及び同 183 の項に	2	1. 5	
	掲げるものを除く。)	- <b>-</b>		
180	冷間圧延業(整理番号 182 の項及び同 183 の項に	2	1	
	掲げるものを除く。)	_		
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		L	1

101	\(\rangle \text{PB} \) \(\rangle \text{PB} \rangle \rangle \text{PB} \rangle \text{PB} \rangle \rangle \text{PB} \rangle \rangle \text{PB} \rangle \ra			T
181	冷間ロール成型形鋼製造業	2	1	
182	鋼管製造業	2	1.5	
183	伸鉄業	2	1.5	
184	磨棒鋼製造業	2	1.5	
185	引抜鋼管製造業	2	1.5	
186	伸線業	2	1.5	
187	ブリキ製造業	2	1	
188	亜鉛鉄板製造業	2	1.5	
189	めっき鋼管製造業	2	1.5	
190	めっき鉄鋼線製造業	2	1.5	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号 187 の項から前項 までに掲げるものを除く。)	2	1.5	
192	鍛鋼製造業	2	1	
193	鍛工品製造業	2	1. 5	
194	<b>赛</b> 赛鋼製造業	2	1. 5	
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号 197 の項に掲	2	1.5	
190	げるものを除く。)			
196	鋳鉄管製造業	2	1	
197	可鍛鋳鉄製造業	2	1	
198	鉄粉製造業	2	1	
199	鉄鋼業(整理番号 173 の項から前項までに掲げる ものを除く。)	2	1.5	
200	非鉄金属製造業	2	1. 5	
201	電気めっき業	5. 5	3. 5	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	5. 5	3.5	アルマイト加工工程 (りん又はその化合物 による表面処理施設を 設置するものに限る。) にあっては、第3欄の 値は、それぞれ同欄の 順序に従い、8、6と する。
203	一般機械器具製造業	3	2	
204	電子回路製造業	3	2	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	3	2	民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、6、4とする。
206	輸送用機械器具製造業	3	2	自動車・同付属品製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、4、3とする。

	July 1 N DD D Malayla NIV		_	
207	精密機械器具製造業	3	2	時計・同部分品製造工
				程(時計側を除く。)
				にあっては、第3欄の
				値は、それぞれ同欄の
				順序に従い、8、4.5と
				する。
208	ガス製造工場	4. 5	3. 5	7 00
-				江州江河州
209	下水道業	2	1. 5	活性汚泥法、標準散水
				ろ床法その他これらと
				同程度に下水中のりん
				を除去できる方法より
				高度に下水中のりんを
				除去できる方法により
				下水を処理するもの
				(高濃度のりんを含有
				する汚水を多量に受け
				入れて処理するものを
				/ / / / / /
				除く。)にあっては、
				第3欄の値は、それぞ
				れ同欄の順序に従い、
				1、1とする。
210	空瓶卸売業	5	4	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)	5	4	
	第6条に規定する施設をいう。)			
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	6. 5	4. 5	
213	飲食店	6. 5	4. 5	
214	宿泊業	5	4	
215	リネンサプライ業	6	4. 5	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	6	4. 5	
217	商業写真業	5	4	
218	写真業(前項に掲げるものを除き、写真現像・焼	5	4	
	付業を含む。)			
219	自動車整備業	5	4	
220	病院	5	4	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第	4	3	第2欄に規定する表に
221	338号)第32条第1項の表に規定する算定方法に	- <b>I</b>		定める構造を有するし
				尿浄化槽より高度にし
	より算定した処理対象人員が 501 人以上のものに			
	限る。)			尿を処理することがで
				きる方法によりし尿を
				処理するものにあって
				は、第3欄の値は、そ
				れぞれ同欄の順序に従
				い、1、1とする。
			·	l

222			行令第32条第1項の表	4	3	第2欄に規定する表に
			算定した処理対象人員			定める構造を有するし
	が 201 人以上 500 人具	以下の	)ものに限る。)			尿浄化槽より高度にし
						尿を処理することがで
						きる方法によりし尿を
						処理するものにあって
						は、第3欄の値は、そ
						れぞれ同欄の順序に従
						い、1、1とする。
223	し尿処理業(し尿浄化	化槽に	[係るものを除く。)	3	2	嫌気性消化法、好気性
						消化法、湿式酸化法又
						は活性汚泥法に凝集処
						理法を加えた方法より
						高度にし尿を処理する
						ことができる方法によ
						りし尿を処理するもの
						にあっては、第3欄の
						値は、それぞれ同欄の
						順序に従い、2、1と
						する。
224	ごみ処理業			5	4	
225	廃油処理業			4	3	
226		前項に	<b>二掲げるものを除く。)</b>	6	4. 5	
227	死亡獣畜取扱業			4	3	
228	と畜場			8	4. 5	
229	中央卸売市場			4	3	
230	地方卸売市場			5	4	
231			5止法施行規則(昭和 46	5	4	
	年総理府・通商産業省令第2号)第1条の2各号					
	に掲げるものをいう。	, )				
232	五一五四 4 - 7/11	ア	し尿浄化槽(処理対象	4	3	
1	ら前項までに分類		人員が 200 人以下のも			
1	されないもの		の)、社員食堂のちゅ			
			う房施設等生活に伴う			
			施設に係るもの			
1		ノ	その他	3	2	

# 化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法 昭和54年5月16日(環境庁告示第20号)

水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府、通商産業省令第2号)第9条の2第1項第1号の規定に基づき、化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法を次のように定め、昭和54年6月12日から施行する。

化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法

#### 第1 特定排出水の化学的酸素要求量に関する汚染状態の計測方法

- 1 日平均排出量が 400 ㎡以上である指定地域内事業場に係る場合は、別記 1 (1)の計測法によるものとし、この計測法によることが技術的に適当でない場合その他この計測法によりがたいと認められる場合にあっては、別記 1 (2)の計測法によることができるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記 1 (1)又は(2)の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、別記 1 (3)又は(4)の計測法によることができる。
- 2 日平均排水量が 400 立米未満である指定地域内事業場に係る場合は、別記 1 のいずれかの計測法 によるものとする。

#### 第2 特定排出水の量の計測方法

- 1 日平均排水量が 400 m³以上である指定地域内事業場に係る場合は、別記 2(1)又は(2)の計測法によるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記 2(1)又は(2)の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、別記 2(3)の計測法によることができる。
- 2 日平均排水量が 400 m<sup>3</sup>未満である指定地域内事業場に係る場合は、別記 2 のいずれかの計測法に よるものとする。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、用水の量と特定排出水の量との関係が明らかであると認められる場合は、当該特定排出水については、都道府県知事の定めるところにより、日平均排水量が 400 ㎡ 以上である指定地域内事業場に係る場合にあっては、別記2(1)又は(2)の計測法により、日平均排水量が 400 ㎡未満である指定地域内事業場に係る場合にあっては別記2のいずれかの計測法により用水の量を計測し、あらかじめ用水の量と特定排出水の量との関係から求めた換算式を用いて特定排出水の量を計算することにより特定排出水の量を計測することができる。

## 第3 特定排出水の汚濁負荷量の算定方法

次の算式を基本として特定排出水の汚濁負荷量を算定する方法によるものとする。

 $L = C \cdot Q \times 10^{-3}$ 

この式において、L、C及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

- L 排出される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
- C 特定排出水の窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)
- Q 特定排出水の量(単位 1日につき立法メートル)

## 第4 その他

- 1 特定排出水の化学的酸素要求量に関する汚染状態及び特定排出水の量を計測し、特定排出水の汚 濁負荷量を算定することが排水系統の状況により困難な場合であって、排出水及び特定排出水以外 の排出水の化学的酸素要求量に関する汚染状態並びにそれらの量を計測し、第3の算定方法の例に よってそれぞれの汚濁負荷量を求めることにより特定排出水の汚濁負荷量を算定することが適当 であると認められる場合は、この測定方法によることができるものとする。
- 2 1に規定する測定方法による場合は、排出水及び特定排出水以外の排出水の化学的酸素要求量に 関する汚染状態の計測は別記 1 (1)又は(2)の計測法により、それらの量の計測は別記 2 (1)又は(2)の計 測法によるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排出水及び特定排水以外の排出水の汚 染状態及び量その他の事情により、別記 1 (1)若しくは(2)又は別記 2 (1)若しくは(2)の計測法によるこ とが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、排出水及び特定排出水以外の 排出水の化学的酸素要求量に関する汚染状態の計測については別記 1 (3)又は(4)の計測法により、そ れらの量の計測については別記 2 (3)の計測法によることができる。

#### 別記 1

- (1) 自動的に有機性物質に関する汚染状態を計測することができる機器であって、自動的に計測結果を記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより、試料(自動的に採取されたものに限る。)の汚染状態を計測し、あらかじめ当該機器による計測値と昭和49年9月環境庁告示第64号(排水基準に係る検定方法を定める等の件)第11号に掲げる方法(以下「指定計測法」という。)による計測値との関係から求めた換算式を用いて化学的酸素要求量を計算することにより化学的酸素要求量に関する汚染状態を計測する方法
- (2) 指定計測法により、試料(自動的に、流量に比例して採取され、保存されたものに限る。)の汚染 状態を計測する方法
- (3) 指定計測法により、試料の汚染状態を計測する方法((2)の方法を除く。)
- (4) 有機性物質に関する汚染状態を計測することができる方法により、試料の汚染状態を計測し、あらかじめ当該方法による計測値と指定計測法による計測値との関係から求めた換算式を用いて化学的酸素要求量を計算することにより化学的酸素要求量に関する汚染状態を計測する方法((1)の方法を除く。)

# 備考

- 1 (3)又は(4)の計測法による場合は、1日3回以上試料を採取すること。
- 2 (1)又は(4)の計測法による場合は、必要に応じ、換算式の検証を行うこと。

# 別記2(昭57環庁告43・昭60環庁告18・一部改正)

- (1) 流量計又は流速計であって、自動的に水量を積算して計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法
- (2) 積算体積計であって、自動的に計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法
- (3) 日本工業規格K0094 の8に定める方法(流速計及び流量計による測定方法を除く。)を用いて水量を計測する方法その他これと同程度の計測結果の得られる方法により水量を計測する方法((1)及び(2)の方法を除く。)

#### 窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法

平成 13 年 12 月 13 日 (環境省告示第 77 号 (一部改正 平成 16 年 3 月 18 日環境省告示第 13 号))

水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府、通商産業省令第2号)第9条の2第1項第1号の規定に基づき、窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法を次のように定める。

平成 13 年 12 月 13 日

窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法

#### 第1 特定排出水の窒素含有量に関する汚染状態の計測方法

- 1 日平均排出量が 400 m³以上である指定地域内事業場に係る場合は、別記 1 (1)の計測法によるものとし、この計測法によることが技術的に適当でない場合その他この計測法によりがたいと認められる場合にあっては、別記 1 (2)の計測法によることができるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記 1 (1)又は(2)の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、別記 1 (3)又は(4)の計測法によることができる。
- 2 日平均排水量が 400 m<sup>3</sup>未満である指定地域内事業場に係る場合は、別記1のいずれかの計測法に よるものとする。

#### 第2 特定排出水の量の計測方法

- 1 日平均排水量が 400 m³以上である指定地域内事業場に係る場合は、別記 2(1)又は(2)の計測法によるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記 2(1)又は(2)の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、別記 2(3)の計測法によることができる。
- 2 日平均排水量が 400 m<sup>3</sup>未満である指定地域内事業場に係る場合は、別記 2 のいずれかの計測法に よるものとする。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、用水の量と特定排出水の量との関係が明らかであると認められる場合は、当該特定排出水については、都道府県知事の定めるところにより、日平均排水量が 400 ㎡ 以上である指定地域内事業場に係る場合にあっては、別記2(1)又は(2)の計測法により、日平均排水量が 400 ㎡未満である指定地域内事業場に係る場合にあっては、別記2のいずれかの計測法により用水の量を計測し、あらかじめ用水の量と特定排出水の量との関係から求めた換算式を用いて特定排出水の量を計算することにより特定排出水の量を計測することができる。

## 第3 特定排出水の汚濁負荷量の算定方法

次の算式を基本として特定排出水の汚濁負荷量を算定する方法によるものとする。

 $L = C \cdot Q \times 10^{-3}$ 

この式において、L、C及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

- L 排出される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
- C 特定排出水の窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)
- Q 特定排出水の量(単位 1日につき立法メートル)

#### 第4 その他

1 特定排出水の窒素含有量に関する汚染状態及び特定排出水の量を計測し、特定排出水の汚濁負荷

量を算定することが排水系統の状況により困難な場合であって、排出水及び特定排出水以外の排出水の窒素含有量に関する汚染状態並びにそれらの量を計測し、第3の算定方法の例によってそれぞれの汚濁負荷量を求めることにより特定排出水の汚濁負荷量を算定することが適当であると認められる場合は、この測定方法によることができるものとする。

2 1 に規定する測定方法による場合は、排出水及び特定排出水以外の排出水の窒素含有量に関する 汚染状態の計測は別記 1 (1)又は(2)の計測法により、それらの量の計測は別記 2 (1)又は(2)の計測法に よるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排出水及び特定排水以外の排出水の汚染状態 及び量その他の事情により、別記 1 (1)若しくは(2)又は別記 2 (1)若しくは(2)の計測法によることが困 難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、排出水及び特定排出水以外の排出水 の窒素含有量に関する汚染状態の計測については別記 1 (3)又は(4)の計測法により、それらの量の計 測については別記 2 (3)の計測法によることができる。

#### 別記1

- (1) 自動的に窒素含有量に関する汚染状態を計測することができる機器(昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号(環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件)第 40 号に掲げる方法(以下「指定計測法」という。)と同程度の計測結果の得られる機器に限る。)であって、自動的に計測結果を記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより、試料(自動的に採取されたものに限る。)の汚染状態を計測する方法
- (2) 指定計測法により、試料(自動的に、流量に比例して採取され、保存されたものに限る。)の汚染 状態を計測する方法
- (3) 指定計測法により、試料の汚染状態を計測する方法((2)の方法を除く。)
- (4) 窒素含有量に関する汚染状態を計測することができる方法(指定計測法と同程度の計測結果の得られる方法に限る。)により、試料の汚染状態を計測する方法((1)の方法を除く)

## 備考

(3)又は(4)の計測法による場合は、1日3回以上試料を採取すること。

#### 別記2

- (1) 流量計又は流速計であって、自動的に水量を積算して計測結果を記録することができる機能を有するの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法
- (2) 積算体積計であって、自動的に計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能 を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法
- (3) 日本工業規格K0094 の8に定める方法(流速計及び流量計による測定方法を除く。)を用いて水量を計測する方法その他これと同程度の計測結果の得られる方法により水量を計測する方法((1)及び(2)の方法を除く。)

#### りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法

平成 13 年 12 月 13 日 (環境省告示第 78 号 (一部改正 平成 16 年 3 月 18 日環境省告示第 14 号))

水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府、通商産業省令第2号)第9条の2第1項第1号の規定に基づき、りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法を次のように定める。

平成 13 年 12 月 13 日

りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法

#### 第1 特定排出水のりん含有量に関する汚染状態の計測方法

- 1 日平均排出量が 400 m³以上である指定地域内事業場に係る場合は、別記 1 (1)の計測法によるものとし、この計測法によることが技術的に適当でない場合その他この計測法によりがたいと認められる場合にあっては、別記 1 (2)の計測法によることができるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記 1 (1)又は(2)の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、別記 1 (3)又は(4)の計測法によることができる。
- 2 日平均排水量が 400 m<sup>3</sup>未満である指定地域内事業場に係る場合は、別記 1 のいずれかの計測法に よるものとする。

#### 第2 特定排出水の量の計測方法

- 1 日平均排水量が 400 m³以上である指定地域内事業場に係る場合は、別記 2(1)又は(2)の計測法によるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記 2(1)又は(2)の計測法によることが困難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、別記 2(3)の計測法によることができる。
- 2 日平均排水量が 400 m<sup>3</sup>未満である指定地域内事業場に係る場合は、別記 2 のいずれかの計測法に よるものとする。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、用水の量と特定排出水の量との関係が明らかであると認められる場合は、当該特定排出水については、都道府県知事の定めるところにより、日平均排水量が 400 ㎡ 以上である指定地域内事業場に係る場合にあっては、別記2(1)又は(2)の計測法により、日平均排水量が 400 ㎡未満である指定地域内事業場に係る場合にあっては、別記2のいずれかの計測法により用水の量を計測し、あらかじめ用水の量と特定排出水の量との関係から求めた換算式を用いて特定排出水の量を計算することにより特定排出水の量を計測することができる。

## 第3 特定排出水の汚濁負荷量の算定方法

次の算式を基本として特定排出水の汚濁負荷量を算定する方法によるものとする。

 $L = C \cdot Q \times 10^{-3}$ 

- この式において、L、C及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。
  - L 排出される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
  - C 特定排出水の窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)
  - Q 特定排出水の量(単位 1日につき立法メートル)

## 第4 その他

- 1 特定排出水のりん含有量に関する汚染状態及び特定排出水の量を計測し、特定排出水の汚濁負荷量を算定することが排水系統の状況により困難な場合であって、排出水及び特定排出水以外の排出水のりん含有量に関する汚染状態並びにそれらの量を計測し、第3の算定方法の例によってそれぞれの汚濁負荷量を求めることにより特定排出水の汚濁負荷量を算定することが適当であると認められる場合は、この測定方法によることができるものとする。
- 2 1に規定する測定方法による場合は、排出水及び特定排出水以外の排出水のりん含有量に関する 汚染状態の計測は別記 1 (1)又は(2)の計測法により、それらの量の計測は別記 2 (1)又は(2)の計測法に よるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排出水及び特定排水以外の排出水の汚染状態 及び量その他の事情により、別記 1 (1)若しくは(2)又は別記 2 (1)若しくは(2)の計測法によることが困 難と認められる場合は、都道府県知事の定めるところにより、排出水及び特定排出水以外の排出水 のりん含有量に関する汚染状態の計測については別記 1 (3)又は(4)の計測法により、それらの量の計 測については別記 2 (3)の計測法によることができる。

#### 別記 1

- (1) 自動的にりん含有量に関する汚染状態を計測することができる機器(昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号 (環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件)第 41 号に掲げる方法(以下「指定計測法」という。)と同程度の計測結果の得られる機器に限る。)であって、自動的に計測結果を記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより、試料(自動的に採取されたものに限る。)の汚染状態を計測する方法
- (2) 指定計測法により、試料(自動的に、流量に比例して採取され、保存されたものに限る。)の汚染 状態を計測する方法
- (3) 指定計測法により、試料の汚染状態を計測する方法((2)の方法を除く。)
- (4) りん含有量に関する汚染状態を計測することができる方法(指定計測法と同程度の計測結果の得られる方法に限る。)により、試料の汚染状態を計測する方法((1)の方法を除く)

#### 備考

(3)又は(4)の計測法による場合は、1日3回以上試料を採取すること。

# 別記 2

- (1) 流量計又は流速計であって、自動的に水量を積算して計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法
- (2) 積算体積計であって、自動的に計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能 を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法
- (3) 日本工業規格K0094 の8に定める方法(流速計及び流量計による測定方法を除く。)を用いて水量を計測する方法その他これと同程度の計測結果の得られる方法により水量を計測する方法((1)及び(2)の方法を除く。)

化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法に関する知事の定める要件及び計測法 昭和55年5月30日(愛知県告示第623号(改正 平成3年3月27日愛知県告示第287号))

化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法(昭和54年環境庁告示第20号。以下「告示」という。)第1の1ただし書、第2の1ただし書、第2の3及び第4の2ただし書の規定に基づき、これらの規定を適用できる場合の要件を別表の左欄のとおり定め、その要件に該当する場合の計測法を同表の右欄のとおり定め、昭和55年7月1日から施行する。ただし、別表(その1)5の項に掲げる要件及び計測法は、特定施設(指定地域特定施設を含む。以下同じ。)の設置若しくは構造等の変更後又は指定地域内事業場の設置後、60日を超えない期間に限り適用するものとする。

附則(平成3年3月27日告示第287号) この告示は、平成3年4月1日から施行する。

## 別表 (その1)(告示第1の1のただし書関係)

要 件	計 測 法
1 指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記1(3)又は(4)
2 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該	
指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の80パーセント以上について自動計	
測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも	
汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	
3 小規模な生活排水等であって、その汚染状態が小さく、かつ、その量が	
少ないと認められる特定排出水の場合	
4 特定排出水の汚染状態が常に一定である場合	告示別記 1 (3)
5 新たに設置若しくは構造等の変更がされた特定施設に係る特定排出水又	
は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排出水の場合	
6 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情	告示別記1(3)又は(4)
があると認められる場合	

## 別表 (その2)(告示第2の1のただし書関係)

	要 件	計 測 法
1	指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記 2(3)
2	指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該	
1	指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の 80 パーセント以上について自動計	
,	則器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも	
,	汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	
3	小規模な生活排水等であって、その汚染状態が小さく、かつ、その量が	
1	少ないと認められる特定排出水の場合	
4	前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない 事情	
7	があると認められる場合	

別表(その3)(告示第2の3関係)

要 件	計 測 法		
小規模な生活排水等であって、用水の量と特定排出	日平均排水量が 400 m <sup>3</sup>	告示別記 2(1)又は(2)	
水の量との関係が一定であり、かつ、用水の量の計	以上の指定地域内事業		
測から間接的に特定排出水の量を計測した場合に、	場		
特定排出水の量を直接計測した場合と同程度の計	日平均排水量が 400 m <sup>3</sup>	告示別記 2(1)、(2)又は	
測精度が得られると認められる特定排出水の場合	未満の指定地域内事業	(3)	
	場		

# 別表 ( その4 )( 告示第4の2のただし書関係 )

	計 測 法							
要 件	排出水の汚染状	特定排出水以外	排出水の量	特定排出水以				
女什	態	の排出水の汚染		外の排出水の				
		状態		量				
1 指定地域内事業場の規模	告示別記1(3)又	告示別記1(3)又	告示別記 2(3)	告示別記 2(3)				
が極めて小規模であると認	は(4)	は(4)						
められる場合								
2 指定地域内事業場に特定	/		/					
排出水以外の排出水の測定								
場所が数多く存在し、かつ、	/							
当該指定地域内事業場全体								
の特定排出水以外の排出水								
の汚濁負荷量の 80 パーセン								
ト以上について自動計測器								
等により計測している場合								
において、当該指定地域内事								
業場の中でも量が少ないと								
認められる特定排出水以外								
の排出水の場合								
3 特定排出水以外の排出水		告示別記 1 (3)						
の汚染状態が常に一定であ								
る場合								
4 前各項に定めるもののほ	告示別記1(3)又	告示別記1(3)又	告示別記 2(3)	告示別記 2(3)				
か、排水系統の状況等により	は(4)	は(4)						
やむを得ない事情があると								
認められる場合								

窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法に関する知事の定める要件及び計測法 平成 14 年 7 月 12 日 (愛知県告示第 546 号 (一部改正 平成 16 年 4 月 2 日告示愛知県第 320 号))

窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法(平成 13 年環境省告示第 77 号。以下「告示」という。)第 1 の 1 ただし書、第 2 の 1 ただし書、第 2 の 3 及び第 4 の 2 ただし書の規定に基づき、これらの規定を適用できる場合の要件を別表の左欄のとおり定め、その要件に該当する場合の計測法を同表の右欄のとおり定め、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表(その 1)5 の項に掲げる要件及び計測法は、特定施設(指定地域特定施設を含む。以下同じ。)の設置若しくは構造等の変更後又は指定地域内事業場の設置後、60 日を超えない期間に限り適用するものとする。

# 別表 (その1)(告示第1の1のただし書関係)

要 件	計 測 法
1 指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記1(3)又は(4)
2 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該	
指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の80パーセント以上について自動計	
測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも	
汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	
3 小規模な生活排水等であって、その汚染状態が小さく、かつ、その量が	
少ないと認められる特定排出水の場合	
4 特定排出水の汚染状態が常に一定である場合	
5 新たに設置若しくは構造等の変更がされた特定施設に係る特定排出水又	
は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排出水の場合	
6 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情	
があると認められる場合	

## 別表 (その2)(告示第2の1のただし書関係)

要 件	計 測 法
1 指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記 2 (3)
2 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該	
指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の80パーセント以上について自動計	
測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも	
汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	
3 小規模な生活排水等であって、その汚染状態が小さく、かつ、その量が	
少ないと認められる特定排出水の場合	
4 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情	
があると認められる場合	

# 別表 (その3)(告示第2の3関係)

要 件	計 測 法	
小規模な生活排水等であって、用水の量と特定排出	日平均排水量が 400 m <sup>3</sup>	告示別記 2(1)又は(2)

水の量との関係が一定であり、かつ、用水の量の計	以上の指定地域内事業	
測から間接的に特定排出水の量を計測した場合に、	場	
特定排出水の量を直接計測した場合と同程度の計	日平均排水量が 400 m <sup>3</sup>	告示別記 2(1)、(2)又は
測精度が得られると認められる特定排出水の場合	未満の指定地域内事業	(3)
	場	

# 別表 (その4)(告示第4の2のただし書関係)

	計 測 法			
要 件	排出水の汚染状	特定排出水以外	排出水の量	特定排出水以
女什	態	の排出水の汚染		外の排出水の
		状態		量
1 指定地域内事業場の規模	告示別記1(3)又	告示別記1(3)又	告示別記 2(3)	告示別記 2(3)
が極めて小規模であると認	は(4)	は(4)		
められる場合				
2 指定地域内事業場に特定	/		/	
排出水以外の排出水の測定			/	
場所が数多く存在し、かつ、	/			
当該指定地域内事業場全体				
の特定排出水以外の排出水				
の汚濁負荷量の80パーセン				
ト以上について自動計測器				
等により計測している場合				
において、当該指定地域内事				
業場の中でも量が少ないと				
認められる特定排出水以外				
の排出水の場合				
3 特定排出水以外の排出水				
の汚染状態が常に一定であ				
る場合			/	
4 前各項に定めるもののほ	告示別記1(3)又		告示別記 2(3)	告示別記 2(3)
か、排水系統の状況等により	は(4)			
やむを得ない事情があると				
認められる場合				

りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法に関する知事の定める要件及び計測法 平成 14 年 7 月 12 日 (愛知県告示第 547 号 (一部改正 平成 16 年 4 月 2 日愛知県告示第 321 号))

りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法(平成 13 年環境省告示第 78 号。以下「告示」という。)第 1 の 1 ただし書、第 2 の 1 ただし書、第 2 の 3 及び第 4 の 2 ただし書の規定に基づき、これらの規定を適用できる場合の要件を別表の左欄のとおり定め、その要件に該当する場合の計測法を同表の右欄のとおり定め、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表(その 1)5 の項に掲げる要件及び計測法は、特定施設(指定地域特定施設を含む。以下同じ。)の設置若しくは構造等の変更後又は指定地域内事業場の設置後、60 日を超えない期間に限り適用するものとする。

# 別表 (その1)(告示第1の1のただし書関係)

要 件	計 測 法
1 指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記1(3)又は(4)
2 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該	
指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の80パーセント以上について自動計	
測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも	
汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	
3 小規模な生活排水等であって、その汚染状態が小さく、かつ、その量が	
少ないと認められる特定排出水の場合	
4 特定排出水の汚染状態が常に一定である場合	
5 新たに設置若しくは構造等の変更がされた特定施設に係る特定排出水又	
は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排出水の場合	
6 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情	
があると認められる場合	

## 別表 (その2)(告示第2の1のただし書関係)

要 件	計 測 法
1 指定地域内事業場の規模が極めて小規模であると認められる場合	告示別記 2(3)
2 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該	
指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の80パーセント以上について自動計	
測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも	
汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合	
3 小規模な生活排水等であって、その汚染状態が小さく、かつ、その量が	
少ないと認められる特定排出水の場合	
4 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない事情	
があると認められる場合	

# 別表 (その3)(告示第2の3関係)

要 件	計 測 法	
小規模な生活排水等であって、用水の量と特定排出	日平均排水量が 400 m <sup>3</sup>	告示別記 2(1)又は(2)

水の量との関係が一定であり、かつ、用水の量の計	以上の指定地域内事業	
測から間接的に特定排出水の量を計測した場合に、	場	
特定排出水の量を直接計測した場合と同程度の計	日平均排水量が 400 m <sup>3</sup>	告示別記 2(1)、(2)又は
測精度が得られると認められる特定排出水の場合	未満の指定地域内事業	(3)
	場	

# 別表 (その4)(告示第4の2のただし書関係)

	計 測 法			
要 件	排出水の汚染状	特定排出水以外	排出水の量	特定排出水以
女什	態	の排出水の汚染		外の排出水の
		状態		量
1 指定地域内事業場の規模	告示別記1(3)又	告示別記1(3)又	告示別記 2(3)	告示別記 2(3)
が極めて小規模であると認	は(4)	は(4)		
められる場合				
2 指定地域内事業場に特定	/		/	
排出水以外の排出水の測定			/	
場所が数多く存在し、かつ、	/			
当該指定地域内事業場全体				
の特定排出水以外の排出水			/	
の汚濁負荷量の80パーセン				
ト以上について自動計測器				
等により計測している場合				
において、当該指定地域内事				
業場の中でも量が少ないと				
認められる特定排出水以外				
の排出水の場合				
3 特定排出水以外の排出水				
の汚染状態が常に一定であ				
る場合			/	
4 前各項に定めるもののほ	告示別記1(3)又		告示別記 2(3)	告示別記 2(3)
か、排水系統の状況等により	は(4)			
やむを得ない事情があると				
認められる場合				

水質汚濁防止法施行規則第9条の2第1項第2号ただし書に規定する知事が定める排水の期間 昭和55年5月30日(愛知県告示第624号(改正 平成3年3月27日告示第288号))

水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第9条の2第1項第2号ただし書の規定に基づき、同規定の測定に係る排水の期間を、別表の左欄に掲げる要件ごとに当該右欄に掲げる排水の期間のとおり定め、昭和55年7月1日から施行する。ただし、別表中4の項に掲げる排水の期間は、特定施設(指定地域特定施設を含む。以下同じ。)の設置若しくは構造等の変更後又は指定地域内事業場の設置後、60日を超えない期間に限り適用するものとする。

#### 附則(平成3年3月27日告示第288号)

- 1 この告示は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この告示施行の際、現に設置されている処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽(設置の工事中のものを含む。)から排出される特定排出水であって、改正後の別表中第3の項に掲げる要件に該当するものにあっては、同項に掲げる排水の期間にかかわらず、平成3年9月30日までの間は、なお従前の例による。

#### 別表

要 件		排水の期間	
1 指定地域内事業場	の規模が極めて小規模で	あると認められる場合	7日
(日平均排水量が 400 m	3以上の指定地域内事業は	昜に限る。)	
2 指定地域内事業場に	- 特定排出水の測定場所	日平均排水量が 400	30 日
が数多く存在し、かつ	、当該指定地域内事業場	m³以上の指定地域内	
全体の汚濁負荷量の 8	30 パーセント以上につ	事業場	
いて自動計測器等によ	こり計測している場合に	日平均排水量が 400	90 日
おいて、当該指定地域	域内事業場の中でも汚濁	m³未満の指定地域内	
負荷量が小さいと認め	かられる特定排出水の場	事業場	
合			
3 小規模な生活排水	特定施設に該当しな	日平均排水量が 400	90日
等であって、その汚	い、し尿浄化槽(処理対	m³以上の指定地域内	
染状態が小さく、か	象人員が 200 人以下の	事業場	
つ、その量が少ない	もの)、社員食堂のちゆ	日平均排水量が 400	180 日
と認められる特定排	う房施設等の生活に伴	m³未満の指定地域内	
出水の場合	う施設から排出される	事業場	
	特定排出水		
	その他の特定排出水	日平均排水量が 400	30 日
		m³以上の指定地域内	
		事業場	
		日平均排水量が 400	30 日
		m³未満の指定地域内	
		事業場	

4 新たに設置若しくは構造等の変更がされた特定施設に係る特定排出		3 日	
水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排出水の場合			
(日平均排水量が 400 立方メートル以上の指定	地域内事業場に限る。)		
5 指定地域内事業場に特定排出水以外の排出	日平均排水量が 400	30 日	
水の測定場所が数多く存在し、かつ、当該指定	m³以上の指定地域内		
地域内事業場全体の特定排出水以外の排出水の	地域内事業場全体の特定排出水以外の排出水の 事業場		
汚濁負荷量の80パーセント以上について自動計 日平均排水量が 400		90日	
測器等により計測している場合において、当該 m³未満の指定地域内			
指定地域内事業場の中でも量が少ないと認めら事業場			
れる特定排出水以外の排出水の場合			
6 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等によりやむを得ない		7日	
事情があると認められる場合(日平均排水量が 400 立方メートル以上			
の指定地域内事業場に限る。)			